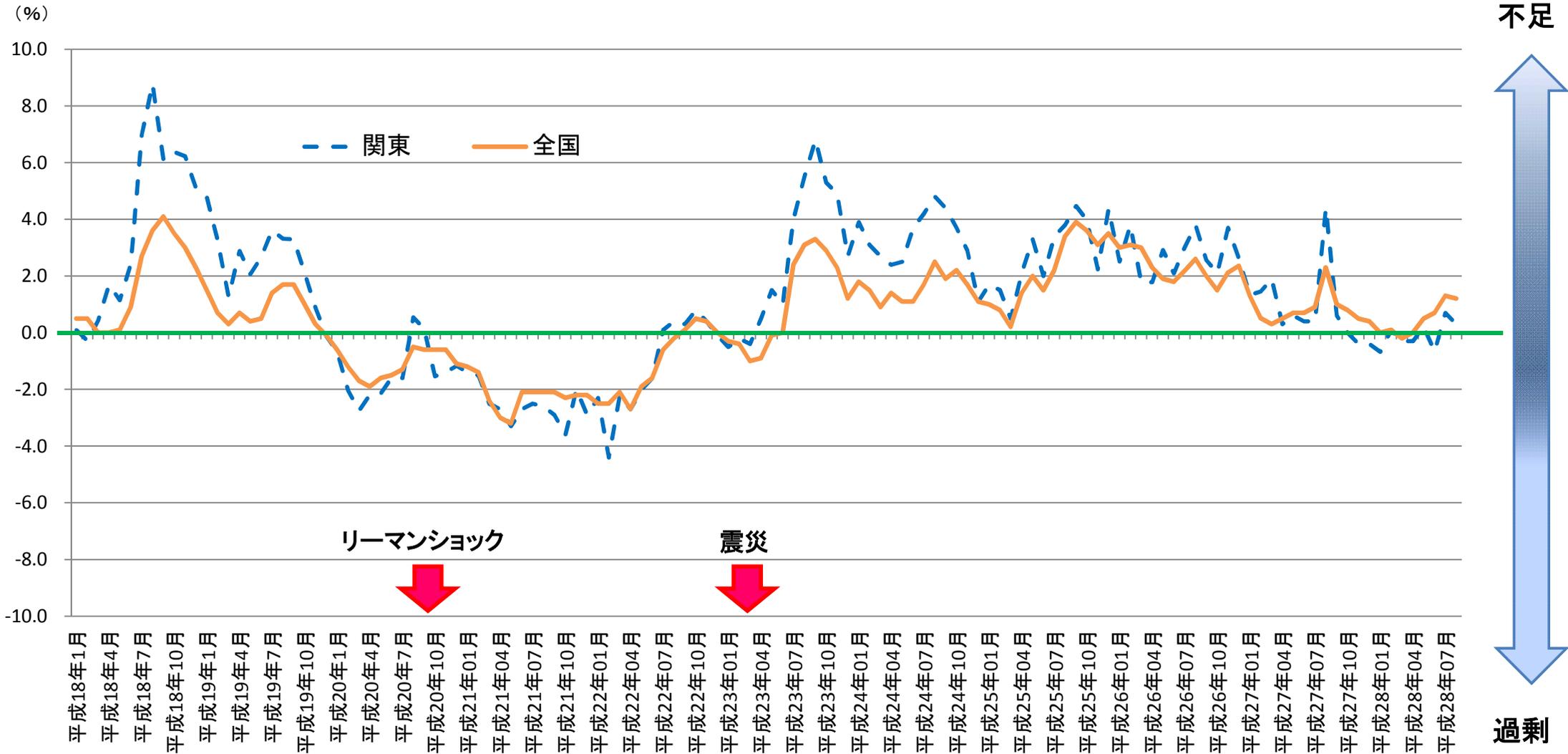


建設産業の現状と課題（参考資料）

足許の建設産業の状況

建設現場における建設技能労働者過不足率の推移（6職種）

- 建設業の人手については、民間を中心に事業量の比較的多い関東を含め、需給は緩和。
- 生産年齢人口が減少を続ける中、他産業と同様、若年層の確保に苦労している面はあるが、適切な賃金が支払われれば労働力は確保されている状況。



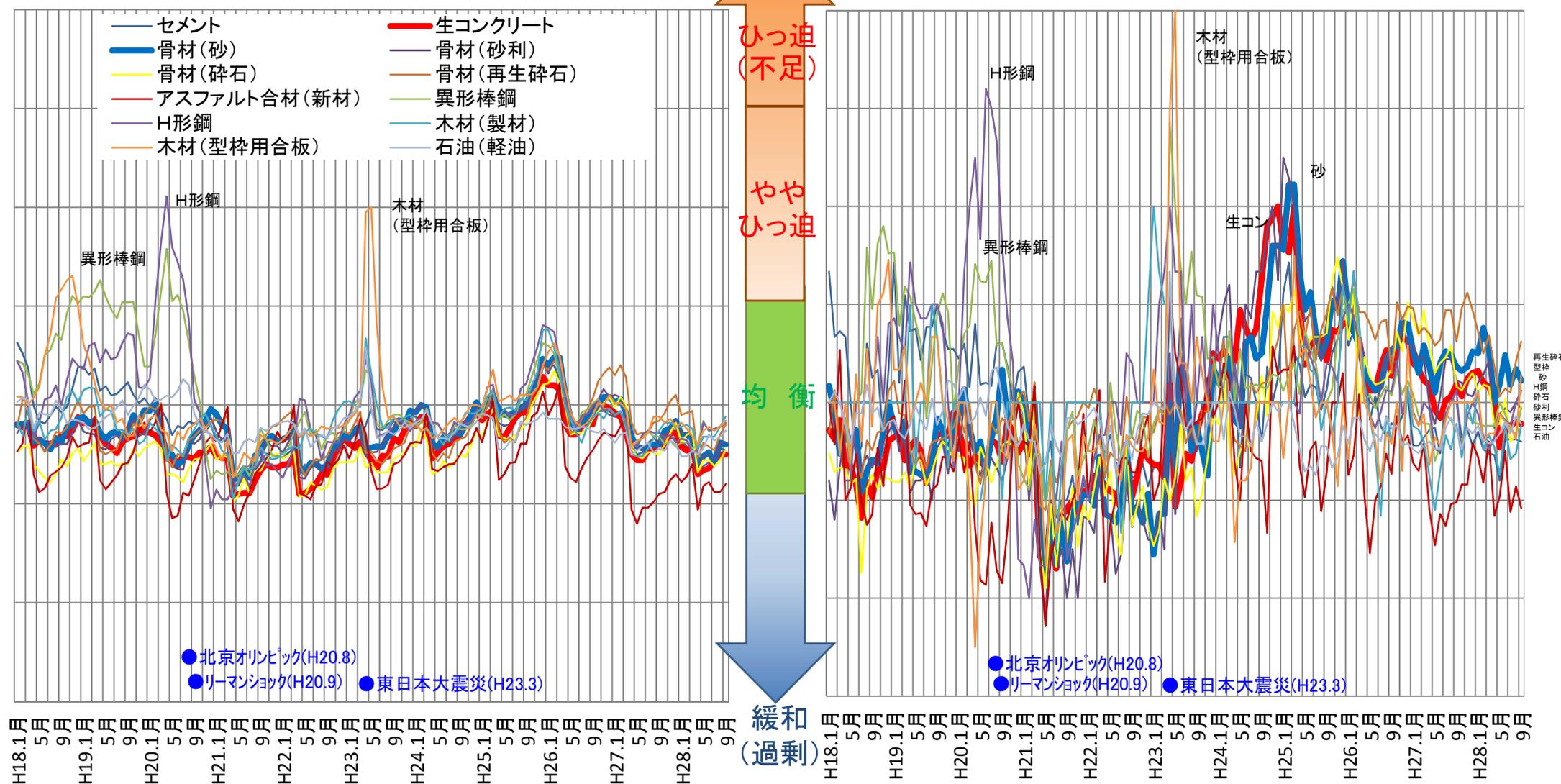
※「6職種」とは、型枠工（土木）、型枠工（建築）、左官、とび工、鉄筋工（土木）、鉄筋工（建築）をいう。
 ※調査対象は建設業法上の許可を受けた法人企業（資本金300万円以上）で、調査対象職種の労働者を直用する建設業者のうち全国約3,000社（うち有効回答者数1,538（H27.12の場合））
 ※現在の過不足状況調査事項：モニター業者が手持ち現場において①確保している労働者数、②確保したが出来なかった労働者数、③確保したが過剰となった労働者数
 過不足率 = ((②-③) / (①+②)) × 100

出典：労働需給調査（国土交通省）

○主要建設資材の需給動向は均衡しており、資材は円滑に調達されている。

【全 国】

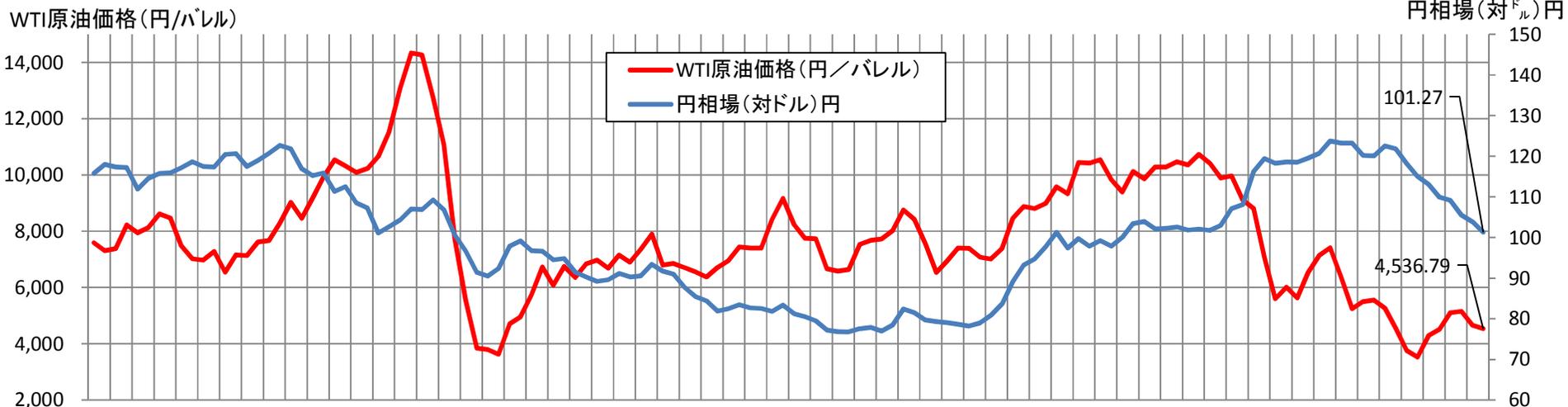
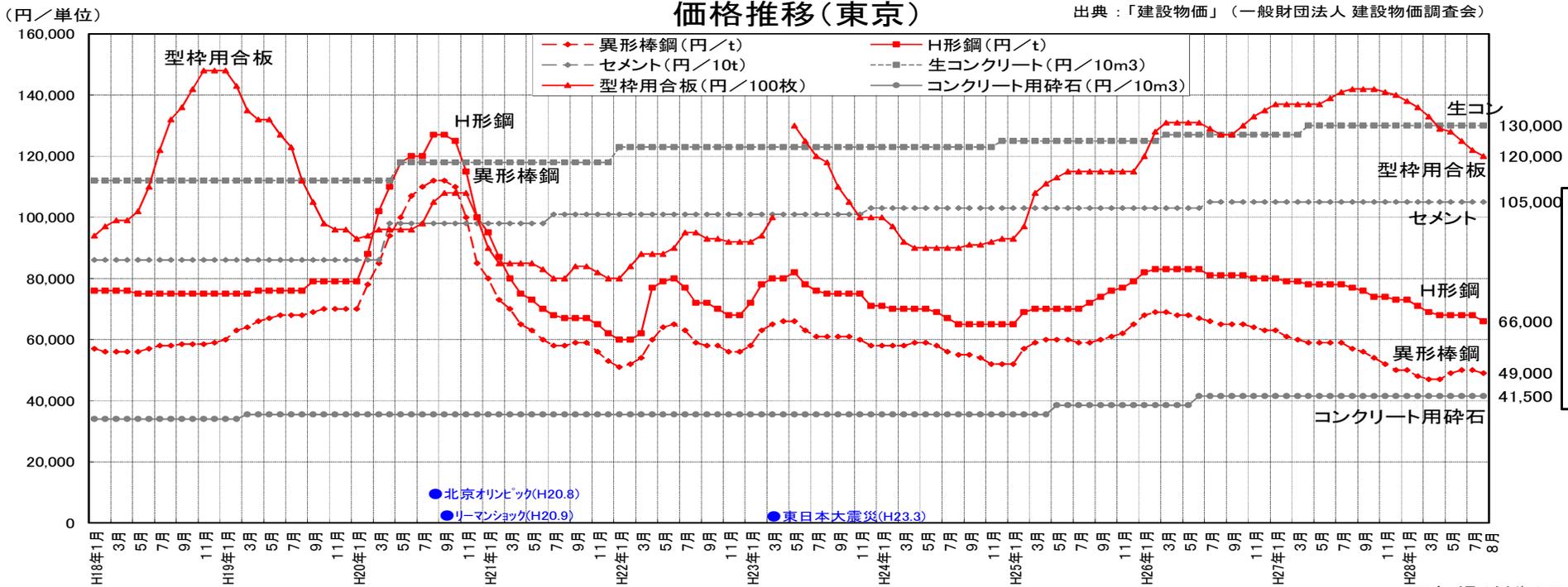
【被災3県】



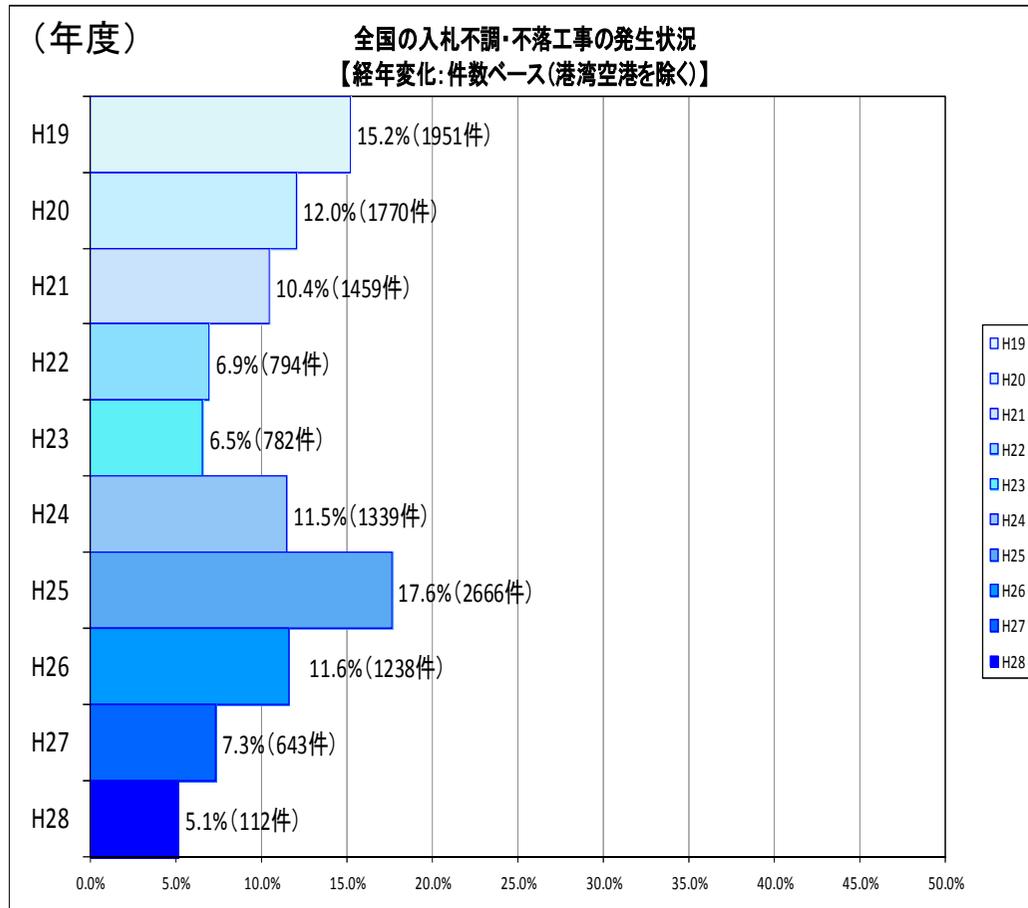
※数字は、モニターから得た回答「緩和」「やや緩和」「均衡」「ややひっ迫」「ひっ迫」を1～5点とし、全モニターの回答を平均したもの
出典: 主要建設資材需給・価格動向調査(国土交通省)

主要建設資材の価格動向

- 主として国内の要因で価格が決まる生コンクリート、セメント等については、落ち着いた値動き。
- 型枠用合板や鋼材は原材料等を輸入に依存するため、最近の為替等の変動の影響を受けて価格が変動。
価格水準はリーマンショック前の高騰時水準を下回る(型枠用合板は約9割、鋼材は約5割)。

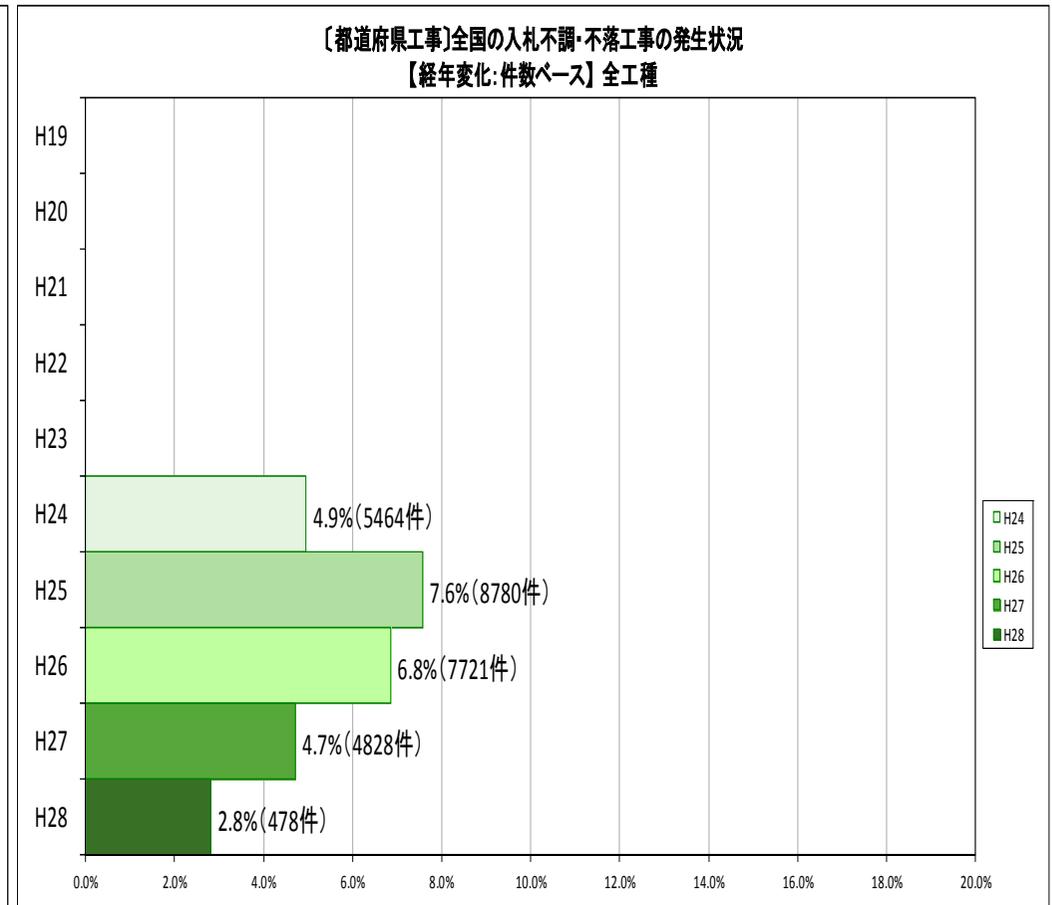


直轄工事



※集計対象：直轄工事（全工種、8地方整備局・北海道開発局・沖縄総合事務局）
 ※平成19年度分は北海道、沖縄を除いた実績
 ※港湾空港関係は平成24年度から実績を集計。
 ※平成28年度は、6月末時点。

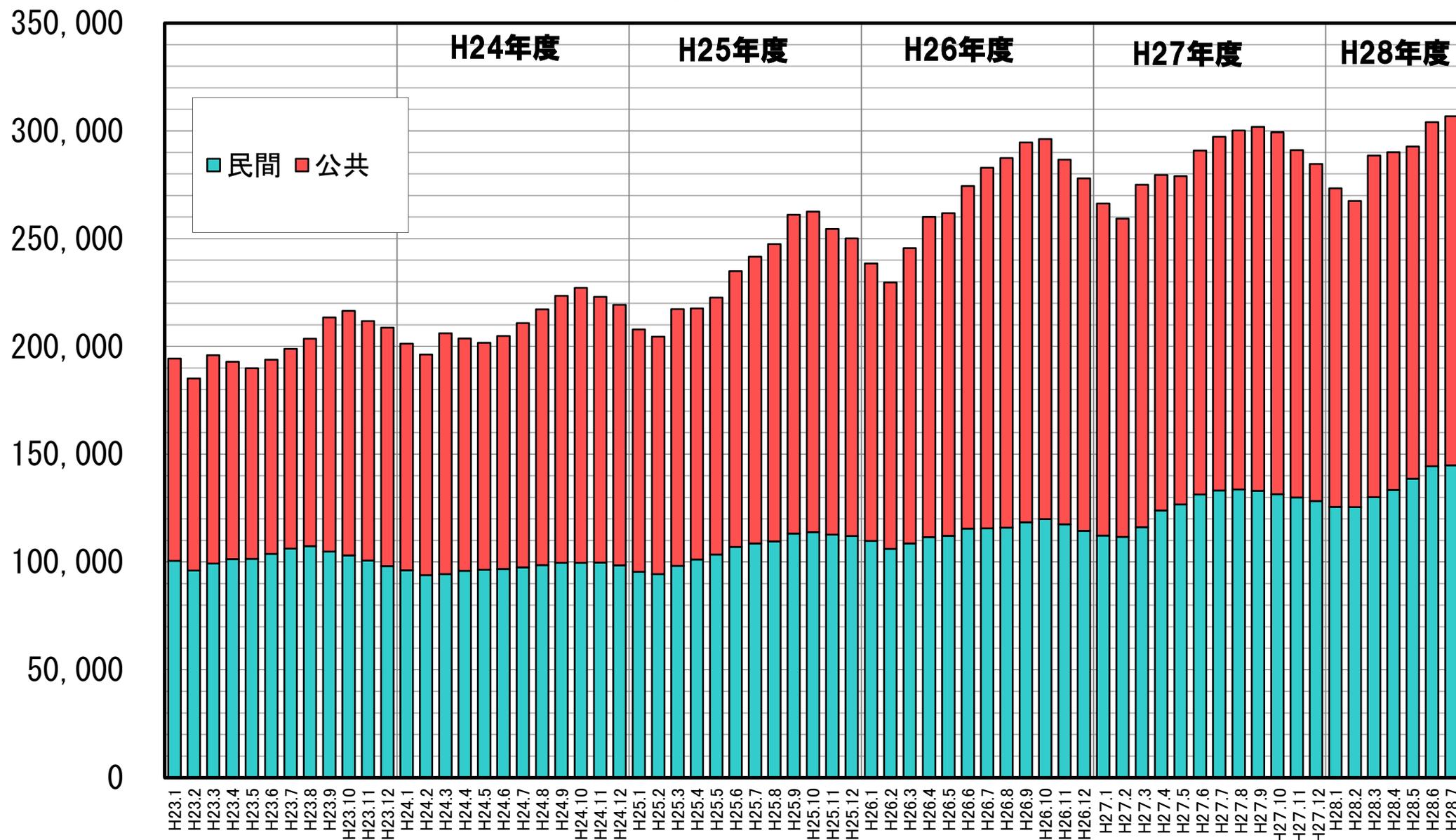
都道府県工事



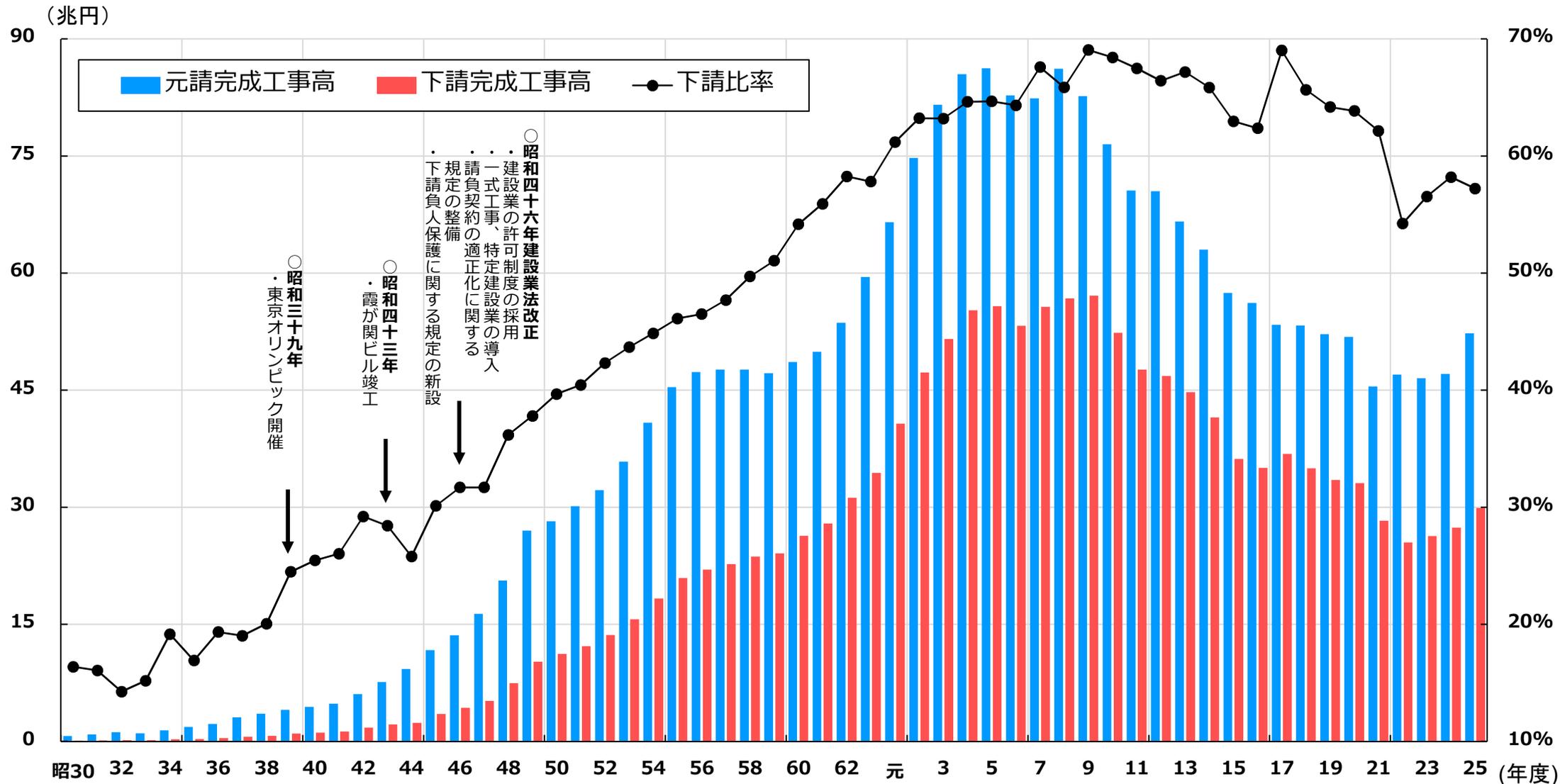
※集計対象：都道府県工事
 ※平成19～23年度まではデータ無し。
 ※平成28年度は、6月末時点。

(単位:億円)

【建設総合統計】 手持ち工事高推移

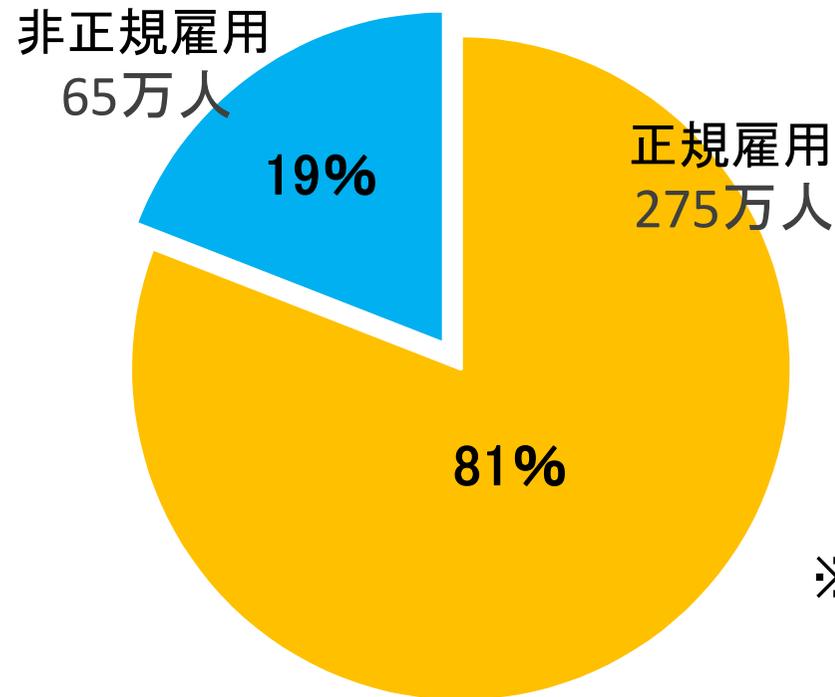


○ 下請比率（下請完成工事高÷元請完成工事高）は下請構造の重層化に伴って上昇傾向にあったが、近年では50%後半で推移。



建設産業の担い手の現状と課題(補足資料)

雇用者(役員除く)340万人の内訳

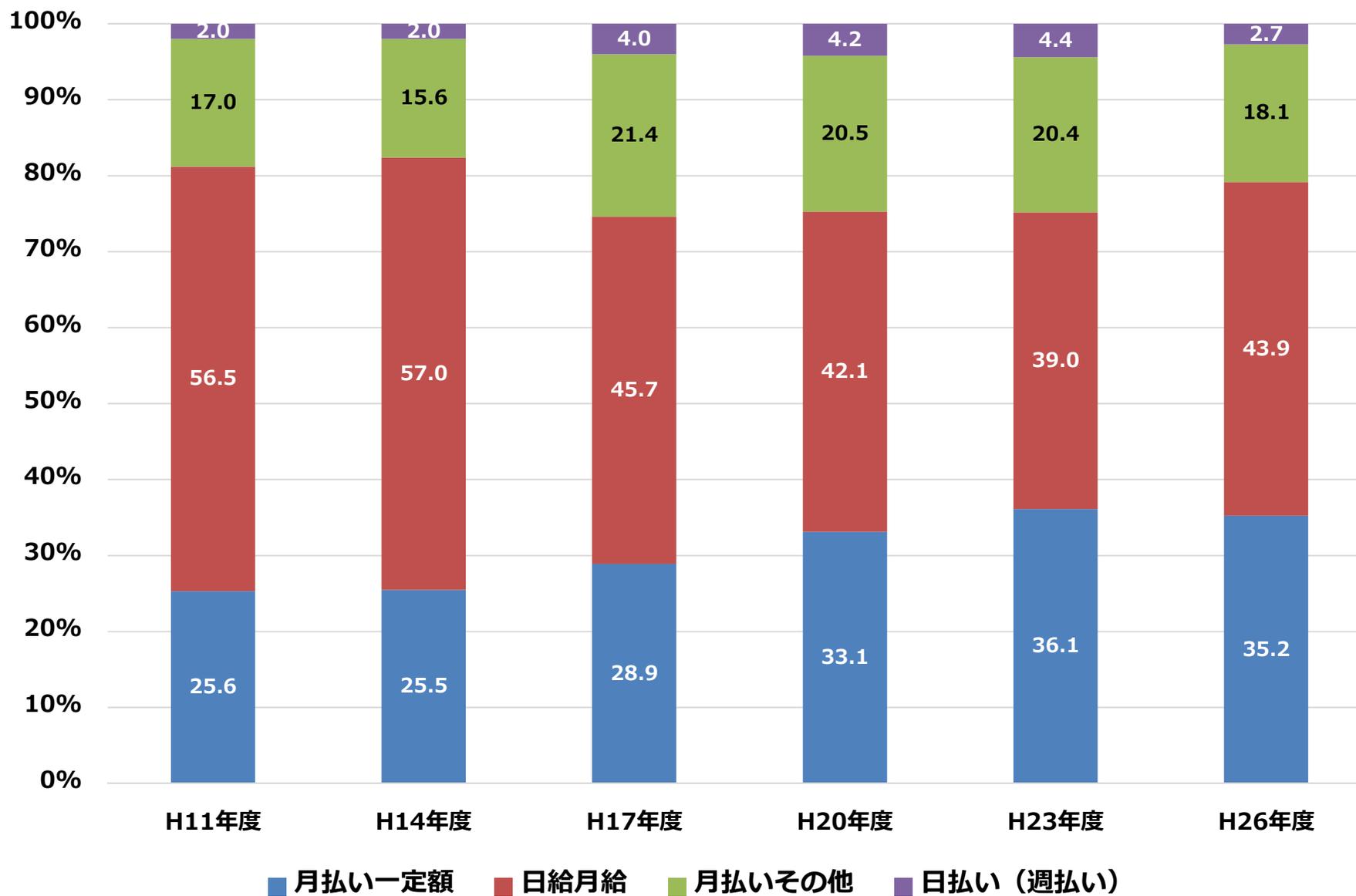


※(参考)製造業における雇用形態
 ・正規雇用 73%(675万人)
 ・非正規雇用 27%(253万人)

建設業 就業者数	500万人	自営業主、 家族従業者	92万人
		雇用者 (役員除く雇用者)	407万人 (340万人)

※出所:総務省「労働力調査」を元に国土交通省で作成

常雇の現場労働者の給与支払形態の推移



建設業に係る労働時間規制

○ 使用者は、労働者の過半数で組織する労働組合等との労使協定を締結することにより、法定の労働時間(1日8時間、週40時間)を超えて労働させることが可能となる。(労働基準法第36条。いわゆる「36協定」)

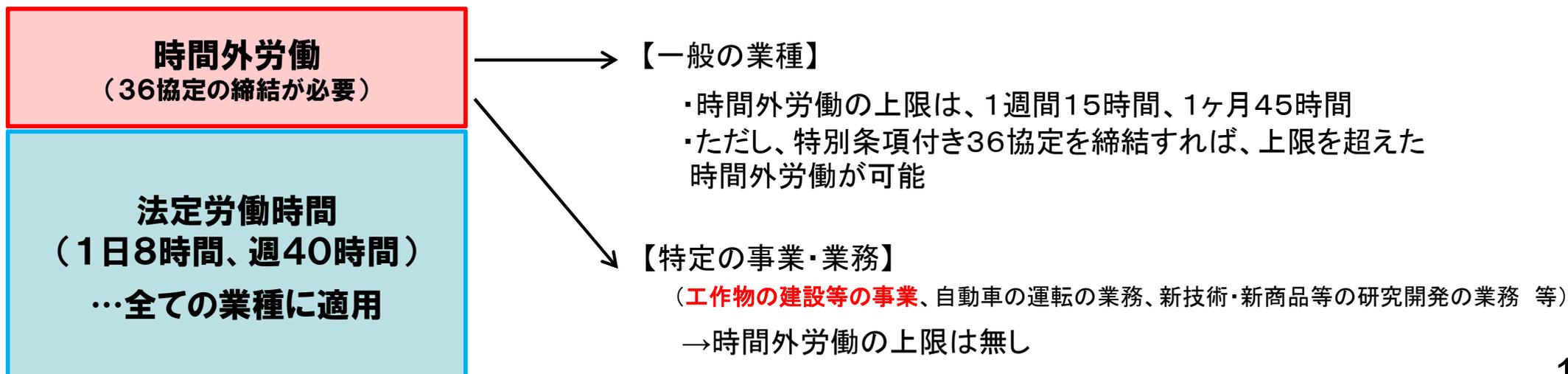
○ 時間外労働については、労働時間の延長を適正性を確保するため、厚生労働省の告示において1週間15時間、1ヶ月45時間の上限が設けられている。

※上限に違反した場合であっても、罰則は無い。

※臨時的に上限を超えて時間外労働を行わなければならない特別の事情がある場合、労使で協定を結べば、上限を超えた時間外労働を行うことが可能。(いわゆる「特別条項付き36協定」)

○ 建設業については、事業の性質上、天候等の自然条件に左右されるため、時間外労働の上限規定が適用除外とされている。

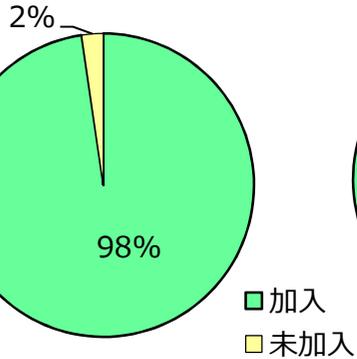
※事業全体が適用除外となっており、工事現場で実際の施工に携わる労働者のみならず、建設企業の本店・支店の管理部門等に属する社員も適用除外となる。



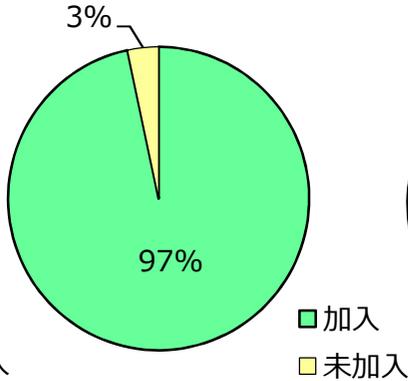
- 公共事業労務費調査（平成27年10月調査）における社会保険加入状況調査結果をみると、
 - ・ 企業別の加入率は、**雇用保険では98%** [対前年度比+1.4%]、**健康保険では97%** [対前年度比+2.4%]、**厚生年金保険では96%** [対前年度比+2.5%] となっています。
 - ・ 労働者別の加入率は、**雇用保険では82%** [対前年度比+2.8%]、**健康保険では77%** [対前年度比+4.5%]、**厚生年金保険では74%** [対前年度比+5.0%] となっています。

企業別

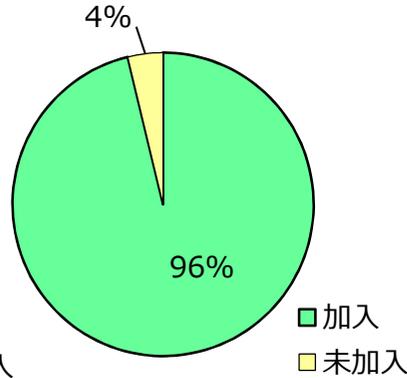
<雇用保険>



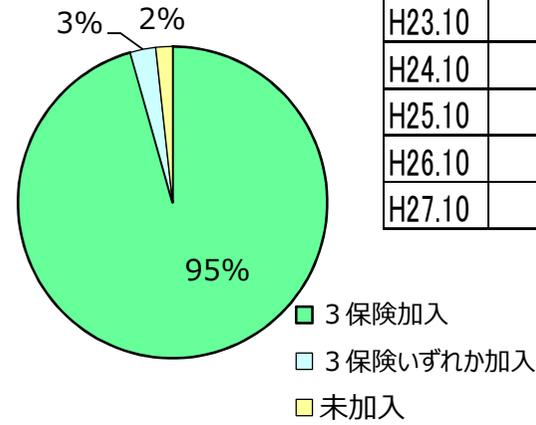
<健康保険>



<厚生年金>



<3保険>

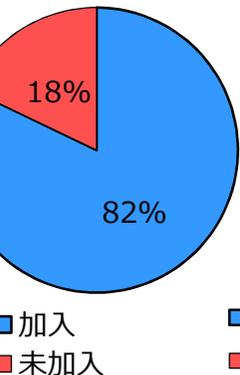


企業別・3保険別加入割合の推移

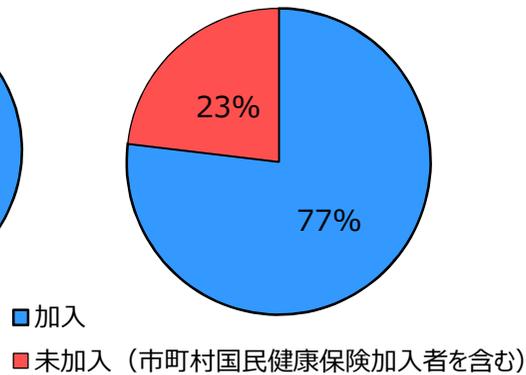
	雇用保険	健康保険	厚生年金	3保険
H23.10	94%	86%	86%	84%
H24.10	95%	89%	89%	87%
H25.10	96%	92%	91%	90%
H26.10	96%	94%	94%	93%
H27.10	98%	97%	96%	95%

労働者別

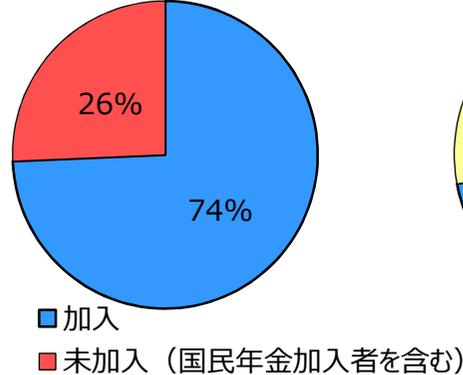
<雇用保険>



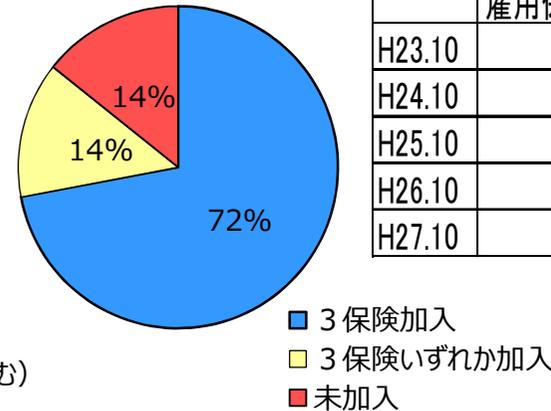
<健康保険>



<厚生年金>



<3保険>



労働者別・3保険別加入割合の推移

	雇用保険	健康保険	厚生年金	3保険
H23.10	75%	60%	58%	57%
H24.10	75%	61%	60%	58%
H25.10	76%	66%	64%	62%
H26.10	79%	72%	69%	67%
H27.10	82%	77%	74%	72%

富士教育訓練センターの概要

1. 開 校 平成9年3月28日

2. 所在地 静岡県富士宮市（建設大学校静岡朝霧校跡地）

3. 教育訓練について

- 訓練内容（入職前の若年者教育、新入社員への技術・技能に関する基礎教育、施工管理者としての技術・技能教育、基幹技能者教育 等
- 共同教育訓練（一般募集コース）が全体の20.9%、独自教育訓練（オーダーメイド型）が79.1%（平成24年度）
- 独自教育訓練の内訳は、団体独自の訓練が54%、企業独自の訓練23%。

4. 教育訓練の実績（平成28年3月31日現在）

○教育訓練修了者数 163,493人 ○参加企業（のべ） 64,019社

5. 施設の建替に向けた経緯

平成25年7月

- 太田国土交通大臣が富士教育訓練センターを視察。同センターについて、老朽化対策をはじめとする充実強化について、具体的に検討を進めるよう事務方に指示。

平成25年12月

- 国土交通省において、「富士教育訓練センターの充実強化の具体化に向けた検討委員会」報告書とりまとめ。太田国土交通大臣に報告。
- （一財）建設業振興基金において、「建設産業の人材確保・育成方針 ～連携強化による効果的な教育訓練大系の構築についての提言～」とりまとめ。

平成26年3月

- 職業訓練法人全国建設産業教育訓練協会理事会において、同センターの建替計画を決議。

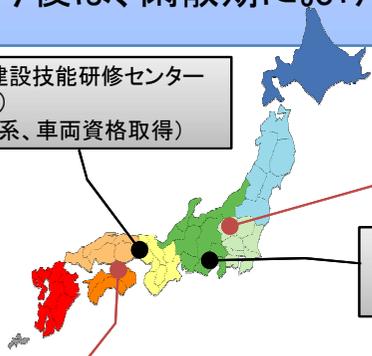
平成27年9月

- 建替等の工事着工
- 平成29年4月（予定）
- 新施設での教育訓練開始

職人育成塾の設立

- 職人技能の継承を行うには、職人不足の現状に加え、教える側と教えられる側の世代間ギャップが歴然と存在するため、教える側を教える追加的コスト負担が必要。一方、中小零細企業の多い専門工事業者では、個社でコストを負担することが困難。
- この点、育成塾は、個社で負担が困難なコストを社会的コストとして一定負担し、専門技能のスキルアップはもとより、
 - ①同志意識の醸成(“同じ釜の飯”)②キャリアアップ・ライフプランの見える化等にも寄与し、若年層の入職促進・離職防止策として高い効果が期待される。
- 既存の教育訓練施設だけでは、職人などの各地方の建設産業の担い手育成のキャパシティが不足。また、既存施設のメニューは、主に躯体系の職種が中心。
- 今後は、閑散期における別用途での活用を通じ、ひとづくり・地域経済活性化(地方創生)につながる取組にも期待。

三田建設技能研修センター
(兵庫)
(躯体系、車両資格取得)



富士教育訓練センター(静岡)
(土木、躯体等全般)

職人育成塾(香川) (内装系)

- ・H28.10.3開校
- ・内装、ボード、タイル、左官等内装系企業有志による社団法人を立ち上げ
- ・廃校の利用について市の承認済、四国ポリテクセンターとの連携
- ・「かがわ技能フェスティバル」の参加による成果の発表・確認機会の確保



利根沼田テクノアカデミー(群馬) (板金、瓦等)

- ・H28.4.4開校(3ヶ月訓練)。瓦コース8名、板金コース、19名計27名(うち10名外国人)
- ・多能工育成、商品開発研修等新たな取組に着手
- ・廃校の利用、食事、入浴施設等について市の全面協力(地域の活性化を期待)
- ・愛知県の企業が加わる等、広域連携の動き
- ・地域活性化をにらんだ「沼田市デルタモデル」を提唱、各自治体への波及を期待



人財の
確保・育成

利根沼田
テクノアカ
デミー

地域活性化

遊休施設活用
過疎対策

国交省・厚労省
建設業振興基金

沼田市
沼田商工会議所

群馬県建設業協会等

利根沼田テクノアカデミー

【沼田市デルタモデル】



短期実践コース

長期実践コース

板金・瓦等部門

多能工部門

会員企業
支援メーカー

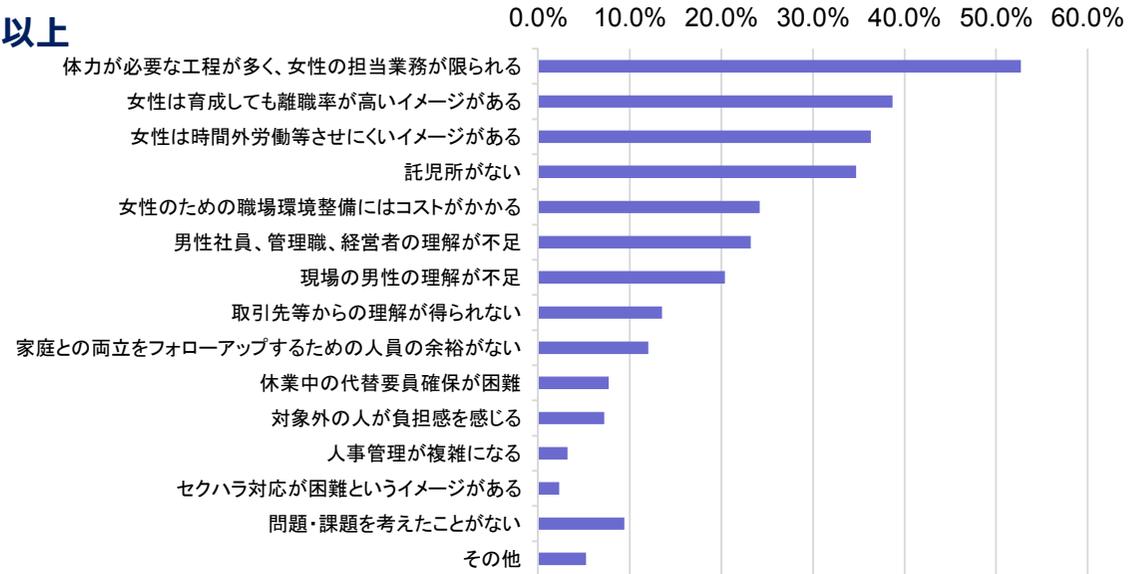
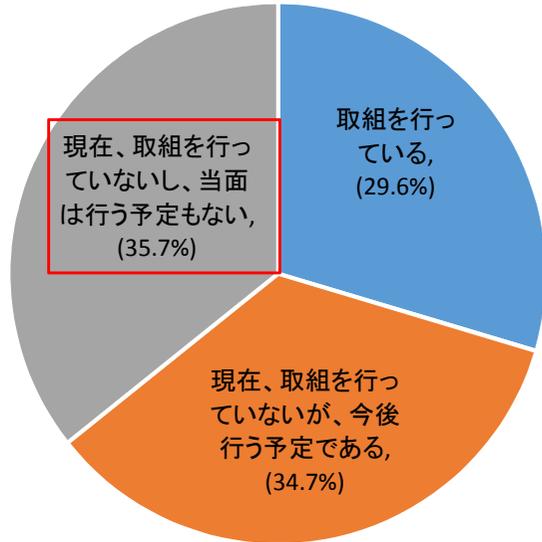
会員企業
支援メーカー

【運営組織体制】

女性活躍支援に向けた取組の有無

女性活躍を推進する上での問題や課題

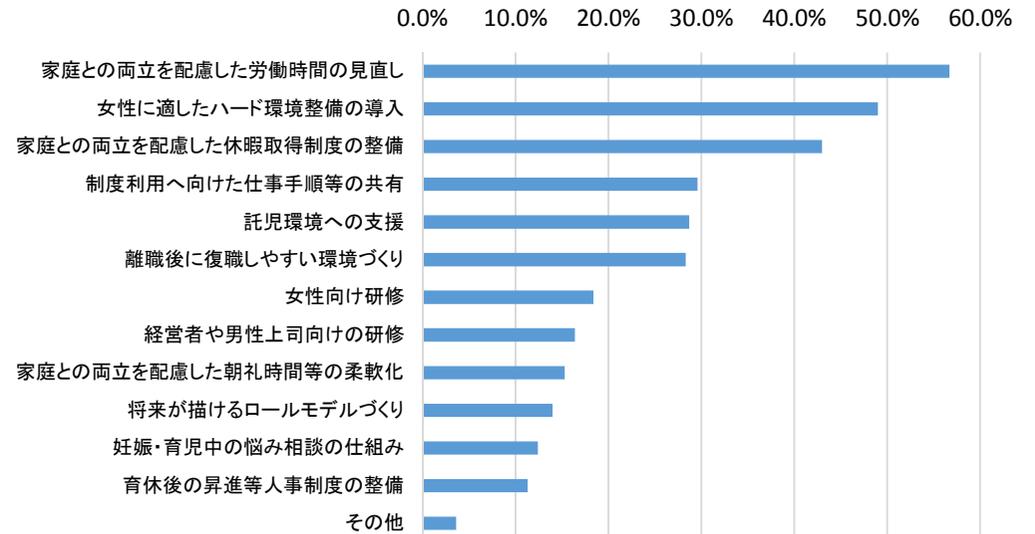
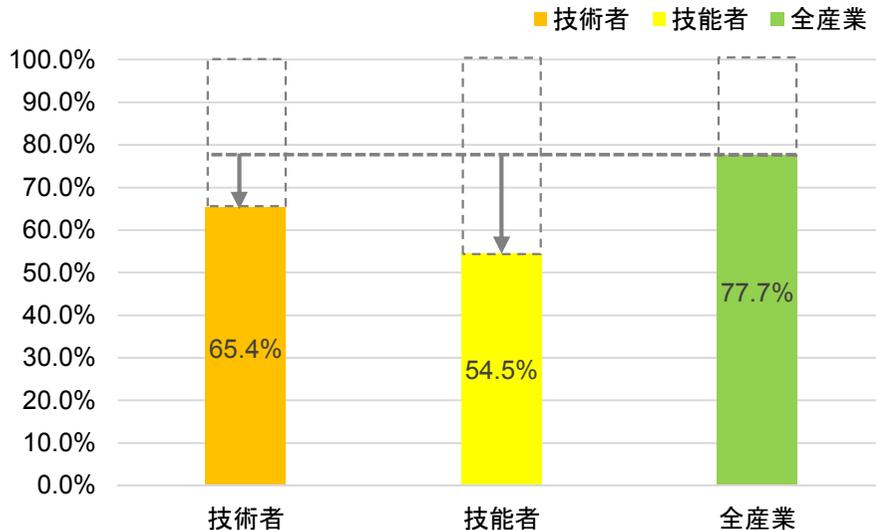
いまだ女性活躍推進への取組を行う予定のない企業が3割以上



出産後に復職した女性の割合

女性活躍を支援するために効果的だと思う取組

出産後、復職した女性の割合は、全産業平均を10~20%程度下回る状況



※ 全産業平均：平成24年雇用均等基本調査（厚生労働省）を基に国土交通省で計算

出所：国土交通省「建設業における女性の活躍推進に関する取組実態調査」（平成27年12月）

建設業における女性の更なる活躍に向けて

○ 5年で女性倍増を目標として掲げた「もっと女性が活躍できる建設業行動計画」(H26.8 建設業5団体と共同で策定)を契機に、官民一体となって女性活躍への各種取組を推進

○直轄工事での取組

・女性活躍モデル工事の実施

H26より全国各地で、女性技術者の登用を促すモデル工事を公告・実施

※H26年度：12件、H27年度：16件

・快適トイレの標準仕様を決定し、事例集を公表
(H28年9月)

・快適トイレの設置を原則化
(H28年10月以降入札工事より)



快適トイレの例

※これまでの設置モデル工事：約300件

○地域ぐるみでの女性活躍推進【予算事業】

行政・団体・企業等が地域で連携し、協働で女性活躍を応援する活動を支援

(H27年度：全国12箇所を支援)



「しほ建設産業イメージアップ女子会」による女性交流会の様子



「全国低層住宅労務安全協議会（東京都）」による意見交換会の様子

○次世代を担う女性リーダー層に向けた研修を実施予定

【H28年度予算事業】

ロールモデルとなる女性や、経営者向けの建設業に特化した研修を実施



○活躍する女性を表彰

建設マスター等で業界で活躍する女性を表彰

(H26年度：5人 ⇒ H27年度：13人)



○実態調査・好事例の水平展開

・建設業での女性活躍に関する各企業の意識・取組状況について、初の実態調査を実施

(H27.12)

・先進企業における取組を取材し、好事例をとりまとめ、水平展開

(H27.10)



「建設業 女性の活躍応援ケースブック」(H27.10)

○多方面からの戦略的広報の実施

・ポータルサイト「建設産業で働く女性がカッコいい」創設・情報更新



※H26.10～H28.7末までのアクセス数
→ 約123,900件

女性活躍応援企業コンテンツ
→52社を掲載



・広報紙「国土交通」での情報発信

・子供霞ヶ関見学デーで、活躍中の女性が魅力をPR 等



広報紙「国土交通」(H27.6.7月号)



子ども霞ヶ関ツアー(H28.7)

・建設業で活躍する女性による大臣表敬

※地域や現場での取組を報告



しほ建設産業イメージアップ女子会 (H27.11)

日建連「けんせつ小町活躍推進表彰」受賞者 (H28.3)



- 平成28年8月31日現在の認定状況、受入状況は以下のとおり。
 - 特定監理団体 . . . 117団体
 - 適正監理計画 . . . 356計画（356企業）
 - 外国人建設就労者 . . . 775名
- 外国人建設就労者については、平成28年度末までに**1,500名程度**が入国予定（認定済みの適正監理計画から集計）。

地域別の状況

地域	特定監理団体	受入建設企業	外国人建設就労者
北海道東北	6	16	30
関東	46	169	334
北陸	5	18	32
中部	21	58	145
近畿	21	47	102
中国	12	38	99
四国	3	5	5
九州	3	5	28
合計	117 (団体)	356 (計画)	775 (人)

国籍別の状況

単位：人

国名	中国	ベトナム	フィリピン	インドネシア	ミャンマー	ラオス	バングラデッシュ	モンゴル	カボグリア	タイ	合計
人数	312	159	155	127	12	3	2	2	2	1	775

職種別の状況

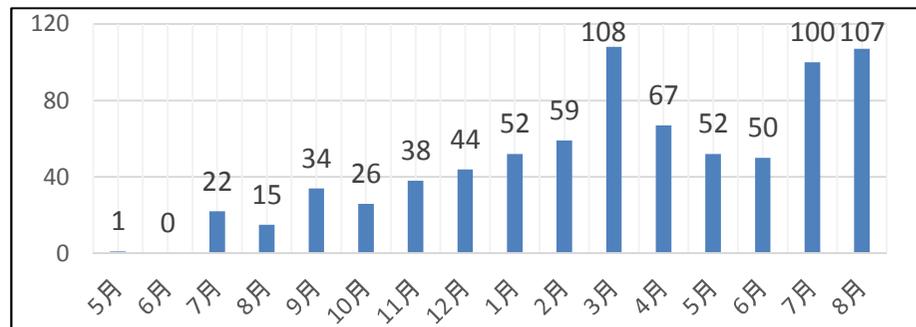
単位：人

職種	溶接	建築大工	とび	鉄筋施工	型枠施工	建設機械施工	左官	コンクリート圧送	塗装	配管
人数	126	125	124	122	80	30	27	26	26	22

建築板金	鉄工	防水施工	タイル張り	内装仕上げ施工	石材施工	冷凍空調機器	サッシ施工	表装	かわらぶき	合計
19	17	10	5	4	3	3	3	2	1	775

単月ごとの受入人数の推移

単位：人



継続・再入国の別

区分	受入人数
継続	119
再入国	656
合計	775

建設産業における生産性の向上(補足資料)

○建設業は社会資本の整備の担い手であると同時に、社会の安全・安心の確保を担う、我が国の国土保全上必要不可欠な「地域の守り手」。

○人口減少や高齢化が進む中であっても、これらの役割を果たすため、建設業の賃金水準の向上や休日の拡大等による働き方改革とともに、生産性向上が必要不可欠。

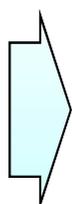
○国土交通省では、調査・測量から設計、施工、検査、維持管理・更新までの全ての建設生産プロセスでICT等を活用する「i-Construction」を推進し、建設現場の生産性を、2025年度までに2割向上を目指す。

測量

3次元測量(UAVを用いた測量マニュアルの導入)



従来測量



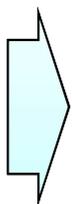
UAV(ドローン等)による3次元測量

施工

ICT建機による施工(ICT土工用積算基準の導入)



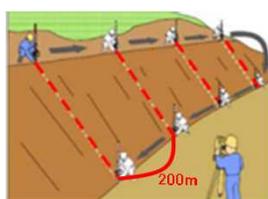
従来施工



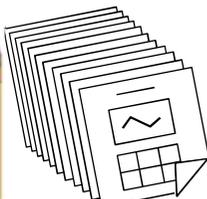
ICT建機による施工

検査

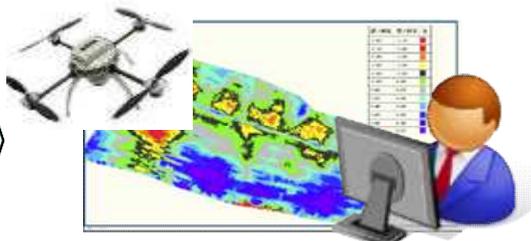
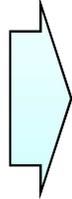
検査日数・書類の削減



人力で200m毎に計測

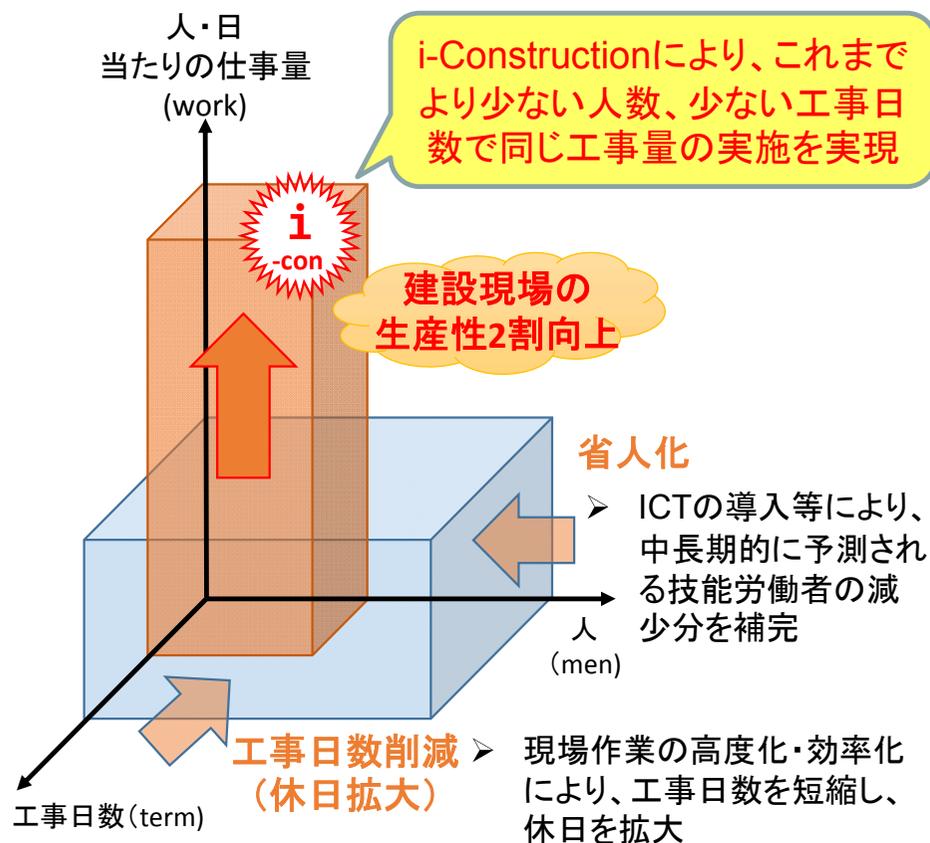


計測結果を書類で確認



3次元データをパソコンで確認

【生産性向上イメージ】



ICTの全面的な活用(ICT土工)

- 3次元データを活用するための基準類を整備し、「ICT土工」を実施できる体制を整備。
- 今年度より、**730件以上の工事**について、ICTを実装した建設機械等を活用する「ICT土工」の対象とし、**現在182件の工事で実施**。
- 全国約390箇所**で地域建設業や地方公共団体への普及拡大に向けた講習会を開催予定であり、**既に約20,000人が参加**。

ICT土工の実施

- 3次元データを活用するための15の新基準や積算基準を整備
- 国の大規模土工は、発注者の指定でICTを活用。中小規模土工についても、受注者の希望でICT土工を実施可能。(必要な費用の計上、工事成績評点で加点評価)
- 年間で**約730件以上**をICT土工の発注方式で公告予定



現在182件の工事でICT土工を実施(地域の建設業者が8割以上)

(9月20日時点)

【導入効果(現場の声)】

- 工期**:「UAV使用により起工測量の日数が大幅に短縮」
- 安全**:「手元作業員の配置が不要となり、重機との接触の危険性が大幅に軽減」
など



3次元測量



3次元設計図面



ICT建機での施工

ICT人材育成の強化

(受・発注者向け講習・実習を集中実施)

- 施工業者向け講習・実習**
 - ・目的:ICTに対応できる技術者・技能労働者育成
- 発注者(自治体等)向け講習・実習**
 - ・目的 ①i-Constructionの普及
 - ②監督・検査職員の育成

【研修内容】

- ・3次元データの作成実習又は実演
- ・UAV等を用いた測量の実演
- ・ICT建機による施工実演 など

講習・実習開催予定箇所数(※平成28年9月末時点)

施工業者向け	発注者向け	合計※
全国 240 箇所 (178箇所開催済)	全国 288 箇所 (218箇所開催済)	全国 385 箇所 (291箇所開催済)



これまでに全国で約**20,000**人が参加!

さらに民間企業においてもi-Constructionトレーニングセンターなどを設置し、講習・実習を実施中

i-Constructionの拡大に向けて

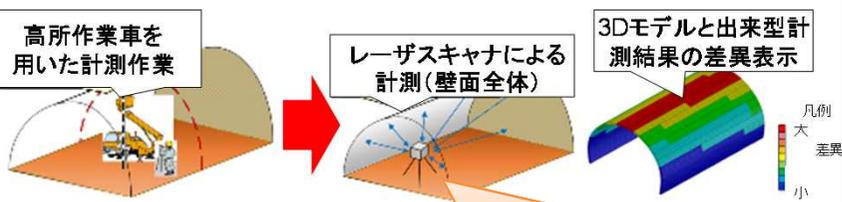
- 今後は、3年以内に、**橋梁・トンネル・ダム**や**維持管理の工事にICTの活用を拡大**。
- **産学官連携の体制**により、公共工事の**3Dデータを活用するためのプラットフォーム**を整備し、**人工知能、ロボット技術への活用等**を促進。

ICTの活用拡大

○ 土工以外の分野にもICTを導入するために、調査・設計段階から施工、維持管理の各プロセスで3次元モデルを導入・活用するための基準類を整備。

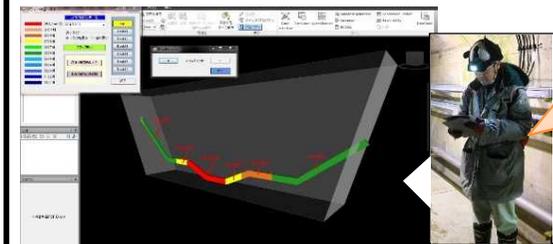
⇒ **対象工種：河川(樋門、樋管)、橋梁、トンネル、ダム、浚渫など**

3次元モデルを用いた監督検査の効率化



トンネル覆工の出来形をレーザスキャナを用いて計測を行い、監督・検査を効率化

施設管理の効率化・高度化



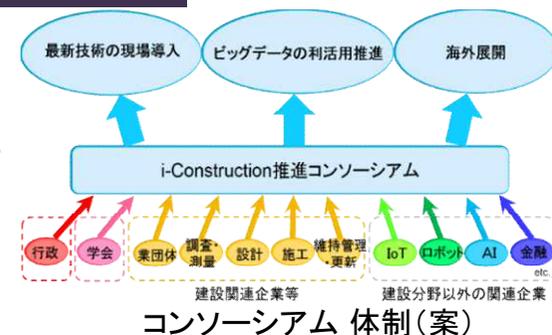
点検結果を3次元モデルに反映し、施設管理を効率化・高度化

ダムの管理用管路の点検

推進体制の構築・3Dデータ利活用促進

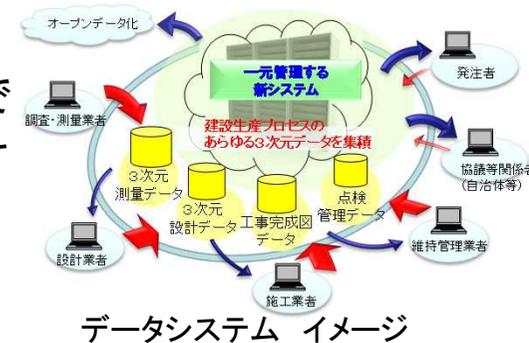
i-Construction推進コンソーシアム

○ 産学官が連携して推進するため、産学官連携によるi-Construction推進コンソーシアムを設置。



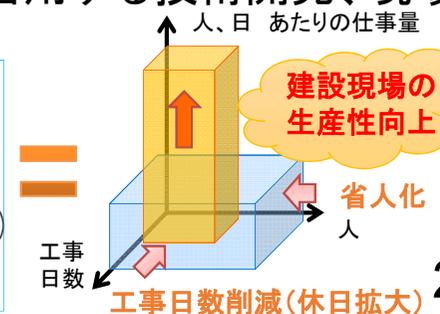
3次元データ活用検討(オープンデータ化)

○ 3次元ビッグデータを収集し、広く官民で活用するため、オープンデータ化に向けた利活用ルールやデータシステム構築に向けた検討等を実施



最新技術の建設分野への導入促進

○ 建設分野以外の最新技術を建設現場で活用する技術開発、現場導入の促進を図る。

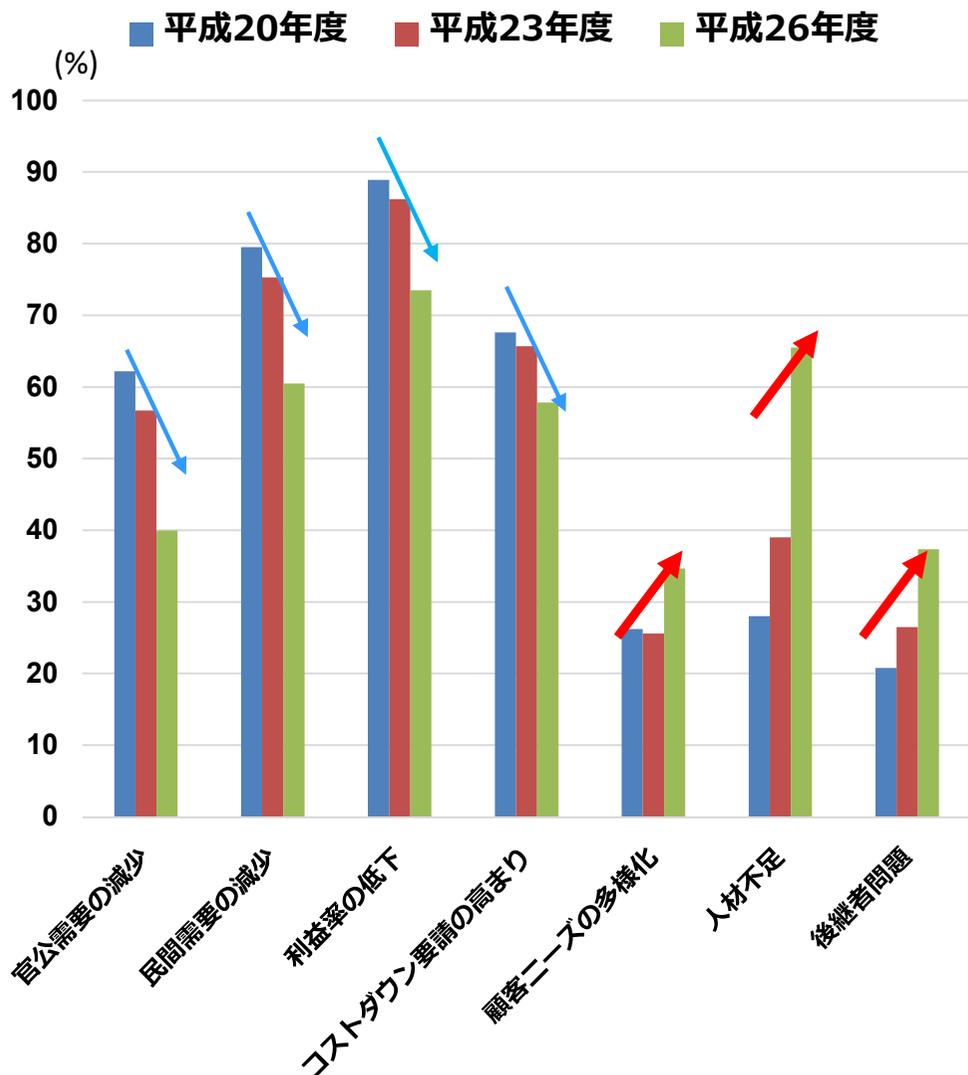


中小建設企業の状況

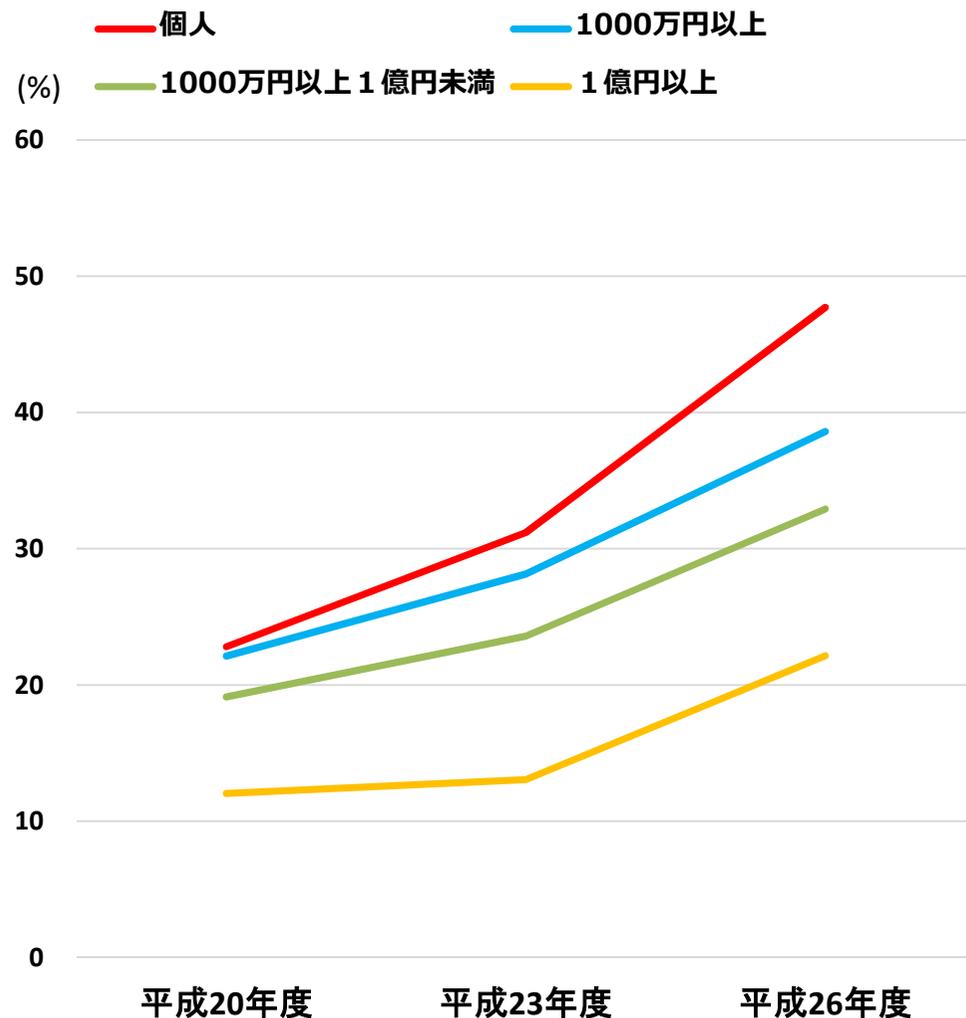
○ 工事量、利益率等は一定の改善傾向が見られる一方、人手や後継者問題等、新たな課題の比重が高まっている。

○ 小規模な建設業者ほど、後継者問題を課題としている割合が高い。

建設業の経営上の課題



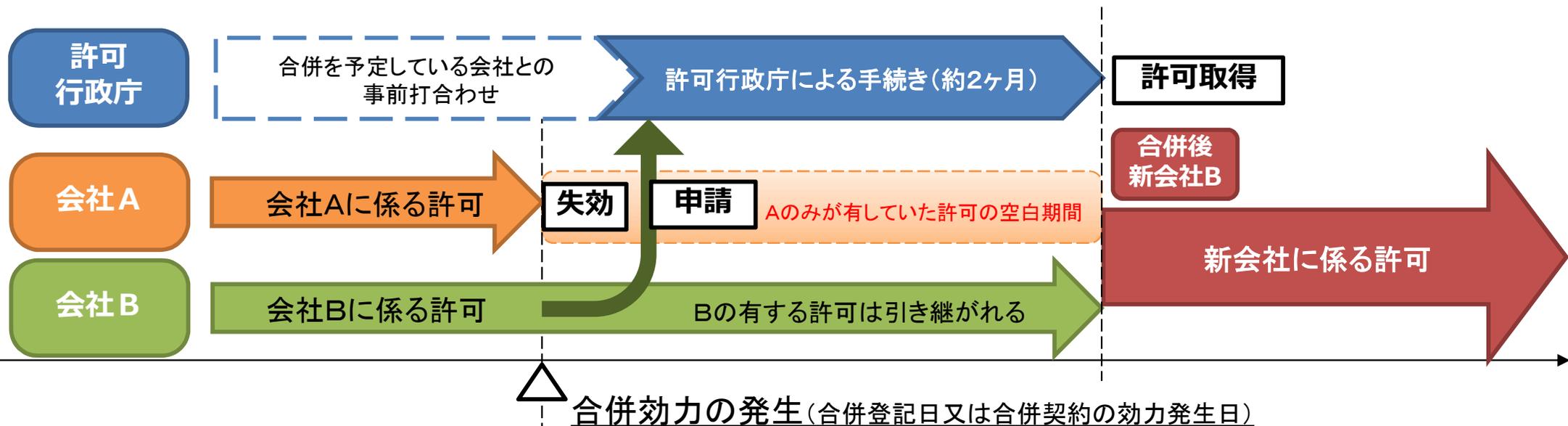
後継者問題を課題とする建設業者の推移



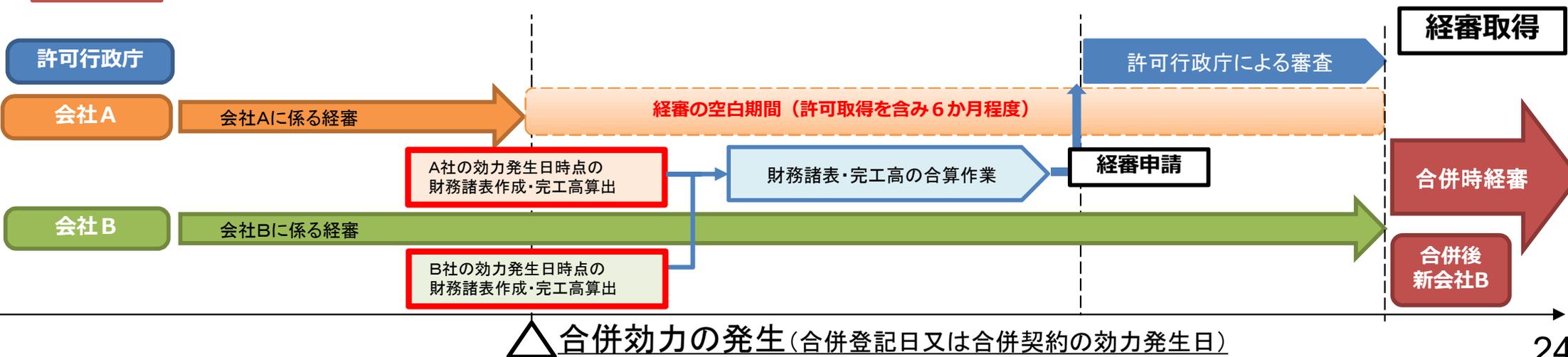
※有効回答数は、183,312社(平成26年度)、172,909社(平成23年度)、171,545社(平成26年度)

出所:国土交通省「建設業構造実態調査」

許可 A社がB社に吸収合併される場合における、許可手続きの流れと有効な許可の期間



経審 A社がB社に吸収合併される場合における、経審手続きの流れと合併の効果を反映した経審取得までの期間



基礎ぐい工事問題への対応(補足資料)

指針の趣旨等

- 民間建設工事の適正な施工を図るためには、請負契約に先立ち、具体的な施工上のリスクについて受発注者間で情報共有を図り、リスク負担について適切に協議を行うことが必要。
- 施工上のリスクに関する基本的考え方や協議項目等に関する基本的枠組みを民間工事指針としてとりまとめることで、円滑な工事施工が図られ、消費者が安心して住宅購入や施設利用を行うことが期待。

⇒ 7月14日に策定し、同日、関係団体宛に通知を発出。(民間発注者団体3団体、建設業関係団体105団体)

指針の構成

□事前調査の重要性

現場不一致等を防ぎ、工事を円滑に進めるために、調査会社の調査結果や専門的知見を活用して必要な事前調査を実施。

□必要な情報提供の実施

発注者が工事条件等について情報提供するとともに、施工者が工事経験等を基に専門的な見解を提案し、情報共有を図る。

□関係者間の協力体制の構築

関係者間が事前調査等の情報を共有して、以下の協議項目について施工上のリスクに関する協議を行い、共通認識を持った上で請負契約を締結することが必要。

□適切な工事請負契約の締結

建設業法に基づき、受発注者が対等な立場で公正な契約を締結するため、工事内容や請負代金等について適切に協議を実施。

具体的な協議項目

□事前協議の項目(12項目)

- 地中関係(支持地盤深度/地下水位/地下埋設物/土壤汚染)
- 設計関係(設計図書との調整/設計間の整合)
- 資材関係
- 周辺環境(近隣対応/騒音振動/日照障害等)
- 天災(地震、台風等)
- その他(法定手続き)

<協議項目の例>

■支持地盤深度に関する基本的考え方

適切な事前調査を行っても想定できないような施工上のリスクが発現し、杭長の再設計が必要となる場合の追加費用や工期延長の負担等について、予め受発注者間で協議を行う。

■設計図書との調整に関する基本的考え方

不確定部分を残したまま工事契約を締結して、施工中に設計修正等が必要となる場合の追加費用の負担等について、設計者からの適切な情報提供を受け、予め受発注者間で協議を行う。

○ 基本問題小委員会の中間とりまとめ(平成28年6月22日)において、実質的に施工に携わらない企業を施工体制から排除するため、一括下請負の判断基準を明確化すべきと提言された。

⇒ 一括下請負の判断基準として、元請・下請それぞれが果たすべき役割を以下のとおり具体的に定め、通知を発出。(建設業団体、都道府県・政令市、主要発注機関)

①元請(発注者から直接請け負った者)が果たすべき役割

施工計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> ○請け負った建設工事全体の施工計画書等の作成 ○下請負人の作成した施工要領書等の確認 ○設計変更等に応じた施工計画書等の修正
工程管理	<ul style="list-style-type: none"> ○請け負った建設工事全体の進捗確認 ○下請負人間の工程調整
品質管理	<ul style="list-style-type: none"> ○請け負った建設工事全体に関する下請負人からの施工報告の確認、必要に応じた立会確認
安全管理	<ul style="list-style-type: none"> ○安全確保のための協議組織の設置及び運営、作業場所の巡視等請け負った建設工事全体の労働安全衛生法に基づく措置
技術的指導	<ul style="list-style-type: none"> ○請け負った建設工事全体における主任技術者の配置等法令遵守や職務遂行の確認 ○現場作業に係る実地の総括的技術指導
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○発注者等との協議・調整 ○下請負人からの協議事項への判断・対応 ○請け負った建設工事全体のコスト管理 ○近隣住民への説明

⇒ 元請は、以上の事項を全て行うことが求められる

②下請(①以外の者)が果たすべき役割

施工計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> ○請け負った範囲の建設工事に関する施工要領書等の作成 ○下請負人が作成した施工要領書等の確認 ○元請負人等からの指示に応じた施工要領書等の修正
工程管理	<ul style="list-style-type: none"> ○請け負った範囲の建設工事に関する進捗確認
品質管理	<ul style="list-style-type: none"> ○請け負った範囲の建設工事に関する立会確認(原則) ○元請負人への施工報告
安全管理	<ul style="list-style-type: none"> ○協議組織への参加、現場巡回への協力等請け負った範囲の建設工事に関する労働安全衛生法に基づく措置
技術的指導	<ul style="list-style-type: none"> ○請け負った範囲の建設工事に関する作業員の配置等法令遵守 ○現場作業に係る実地の技術指導*
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○元請負人との協議* ○下請負人からの協議事項への判断・対応* ○元請負人等の判断を踏まえた現場調整 ○請け負った範囲の建設工事に関するコスト管理 ○施工確保のための下請負人調整

⇒ 下請は、以上の事項を主として行うことが求められる

(注) ※は、下請が、自ら請けた工事と同一の種類の仕事について、単一の建設企業と更に下請契約を締結する場合に必須とする事項

公共工事の入札契約の現状

「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」の主なポイント

運用指針とは：品確法第22条に基づき、**地方公共団体、学識経験者、民間事業者等の意見を聴いて、国が作成**

- 各発注者が発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、**発注者共通の指針**として、体系的にとりまとめ
- **国は、本指針に基づき発注関係事務が適切に実施されているかについて定期的に調査を行い、その結果をとりまとめ、公表**

必ず実施すべき事項

実施に努める事項

① 予定価格の適正な設定

予定価格の設定に当たっては、**適正な利潤を確保**することができるよう、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算を行う。積算に当たっては、**適正な工期を前提**とし、**最新の積算基準を適用**する。

② 歩切りの根絶

歩切りは、公共工事の品質確保の促進に関する法律第7条第1項第1号の規定に**違反**すること等から、**これを行わない**。

③ 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等

ダンピング受注を防止するため、**低入札価格調査制度**又は**最低制限価格制度の適切な活用を徹底**する。**予定価格は、原則として事後公表**とする。

④ 適切な設計変更

施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない等の場合、**適切に設計図書の変更**及びこれに伴って必要となる**請負代金の額や工期の適切な変更**を行う。

⑤ 発注者間の連携体制の構築

地域発注者協議会等を通じて、各発注者の**発注関係事務の実施状況等を把握**するとともに、各発注者は**必要な連携や調整**を行い、支援を必要とする市町村等の発注者は、**地域発注者協議会等**を通じて、**国や都道府県の支援を求める**。

⑥ 工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用

各発注者は、**工事の性格や地域の実情等に応じて、多様な入札契約方式の中から適切な入札契約方式を選択**し、又は組み合わせて適用する。

⑦ 発注や施工時期の平準化

債務負担行為の積極的な活用や**年度当初からの予算執行の徹底**など予算執行上の工夫や、**余裕期間の設定**といった契約上の工夫等を行うとともに、**週休2日の確保**等による不稼働日等を踏まえた適切な工期を設定の上、**発注・施工時期等の平準化**を図る。

⑧ 見積りの活用

入札に付しても入札者又は落札者がなかった場合等、標準積算と現場の施工実態の乖離が想定される場合は、見積りを活用することにより**予定価格を適切に見直す**。

⑨ 受注者との情報共有、協議の迅速化

各発注者は**受注者からの協議**等について、**速やかかつ適切な回答**に努める。設計変更の迅速化等を目的として、**発注者と受注者双方の関係者が一堂に会し、設計変更の妥当性の審議及び工事の中止等の協議・審議等を行う会議**を、必要に応じて開催する。

⑩ 完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価

必要に応じて**完成後の一定期間を経過した後において施工状況の確認及び評価**を実施する。

- 平成26年6月の品確法等の改正により、適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除して予定価格とするいわゆる歩切りは、品確法に違反することが明確化。
- 総務省とも連携し、昨年1月以降、4度にわたり、地方公共団体に対して、その実態や歩切りを行う理由等に関する調査を行い、歩切りを行っている地方公共団体に対して、あらゆる機会を通じて早期の見直しを要請。

慣例や自治体財政の健全化等のため歩切りを行っていた全ての地方公共団体(459団体)が、**歩切りを廃止^(※)することを決定**

全1788団体 (47都道府県、20指定都市、1721市区町村)

平成27年
1月の状況

(注)「歩切り」を行っている理由について未回答の1団体を除いた状況。

設計書金額と予定価格が
同額である団体
1031団体

端数処理等を行
っている団体
297団体

慣例、自治体財政の
健全化等のため「歩切り」
を行っている団体
459団体

平成28年
2月の状況

設計書金額と予定価格が
同額である団体
(同額とする予定の団体を含む)
1528団体

端数処理等を行
っている団体
(端数処理等に変更予定の団体を含む)
252団体

見直し方
向で
検討中
5団体

見直しを行う
予定はない
3団体

平成28年
4月の状況

設計書金額と予定価格が同額である団体
1536団体 (同額とする予定の5団体を含む)

端数処理等を行
っている団体
252団体
(端数処理等に変更予定
の2団体を含む)

見直しを行う
予定はない
0団体

(注)平成28年2月及び4月の状況における設計書金額と予定価格が同額である団体数及び端数処理等を行っている団体数は推計。

(※)「廃止」には端数処理等に変更することも含める。

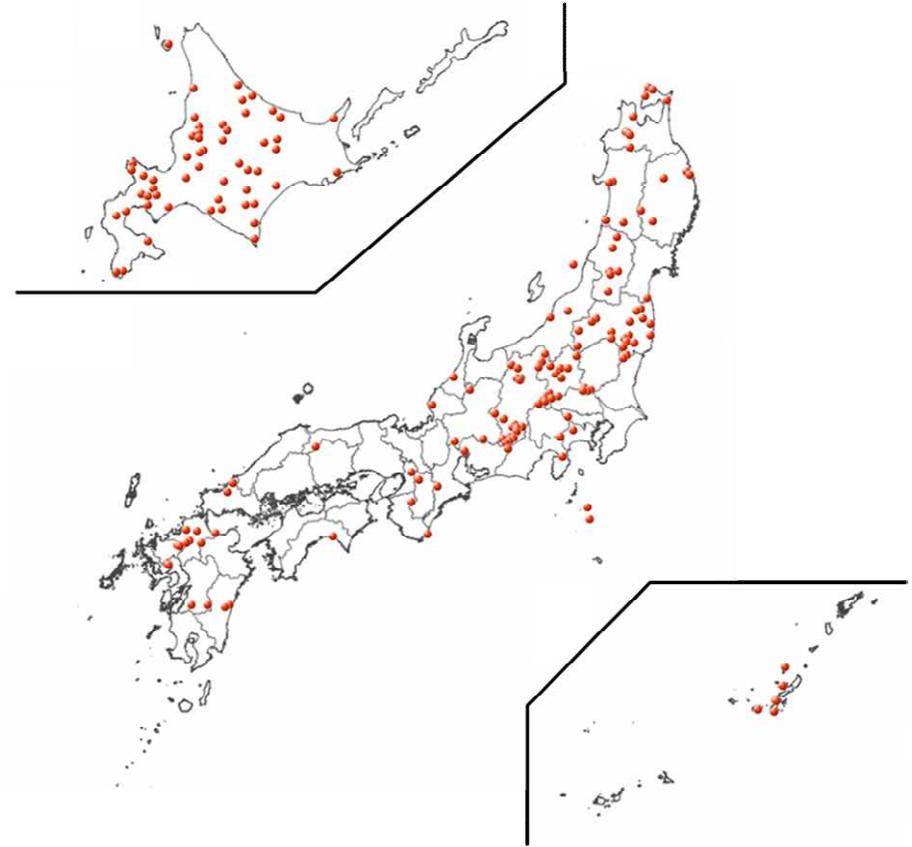
最低制限価格制度等の導入状況 ~181団体が未導入~

	都道府県		指定都市		市区町村	
	H26.4.1時点	H27.3.31時点	H26.4.1時点	H27.3.31時点	H26.4.1時点	H27.3.31時点
両制度を併用	44	44	20	20	483	484
	93.6%	93.6%	100.0%	100.0%	28.0%	28.1%
低入札価格調査制度のみ導入	3	3	0	0	132	134
	6.4%	6.4%	0%	0%	7.7%	7.8%
最低制限価格制度のみ導入	0	0	0	0	907	922
	0%	0%	0%	0%	52.7%	53.6%
いずれも未導入	0	0	0	0	200	181
	0%	0%	0%	0%	11.6%	10.5%

最低制限価格等の公表時期 ~導入済の団体の1割前後は事前公表~

	最低制限価格の事前公表		基準価格の事前公表	
	H26.4.1時点	H27.3.31時点	H26.4.1時点	H27.3.31時点
都道府県	2	2	2	2
	4.5%	4.5%	4.3%	4.3%
指定都市	1	0	0	0
	5.0%	0.0%	0.0%	0.0%
市区町村	173	166	59	51
	12.4%	11.8%	9.6%	8.3%
合計	176	168	61	53
	12.1%	11.6%	8.9%	8.0%

<いずれも未導入の自治体>



最低制限価格等の算定式の見直し(国土交通省直轄工事)

H25.5.16~H28.3.31

【範囲】 予定価格の 7.0/10~9.0/10

【計算式】 ・直接工事費 × 0.95
 ・共通仮設費 × 0.90
 ・現場管理費 × 0.80
 ・一般管理費等 × 0.55
 上記の合計額 × 1.08

H28.4.1~

【範囲】 予定価格の7.0/10~9.0/10

【計算式】 ・直接工事費 × 0.95
 ・共通仮設費 × 0.90
 ・**現場管理費 × 0.90**
 ・一般管理費等 × 0.55
 上記の合計額 × 1.08

設計変更ガイドラインの改定(全地方整備局等で改定済み)

改正品確法に「設計図書に適切に施工条件を明示するとともに、必要があると認められたときは適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金又は工期の変更を行うこと」が規定。



設計変更に係る業務の円滑化を図るためには、発注者と受注者がともに、設計変更が可能なケース、不可能なケース、手続きの流れ等について十分理解しておく必要がある。

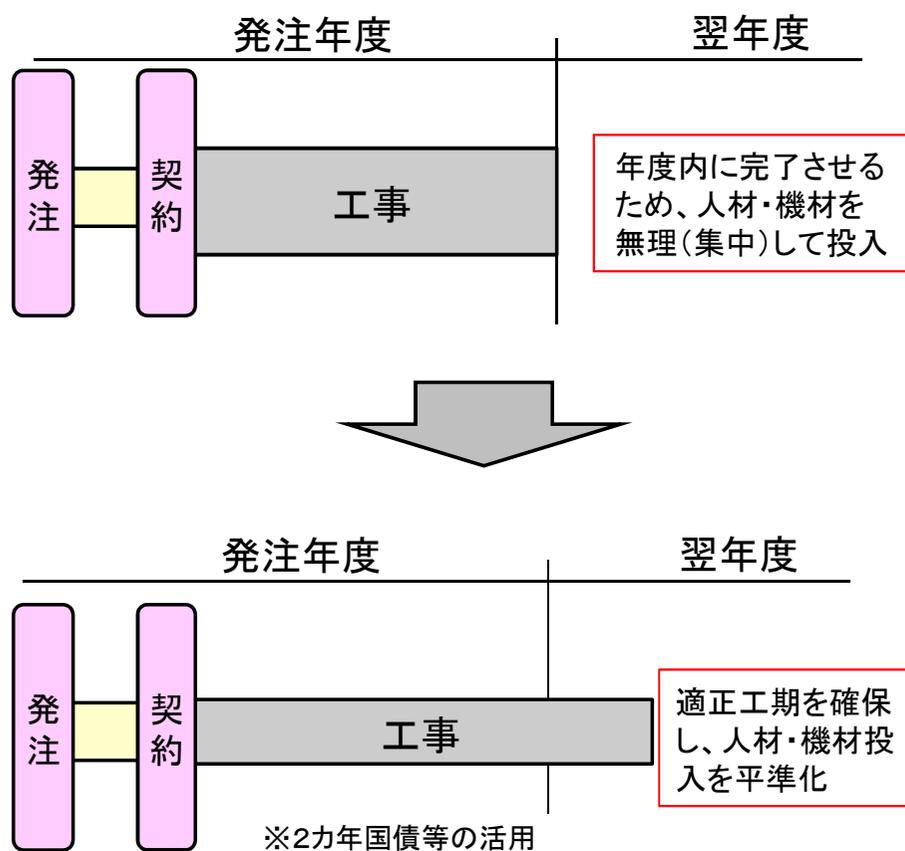
受発注者間で認識・解釈の違いが出ないように、設計変更ガイドラインを改定し、以下の内容等を明記

関東地方整備局の事例(H27.6改定)

1. 「改正品確法の趣旨を記載」について
 - ・改正品確法の基本理念により、**受発注者が対等の立場**であることを記載し、適切に設計及び工期の変更を行うことを記載
2. 「土木工事条件明示の手引きの作成」について
 - ・**条件明示の確認に不足が生じないよう**受発注者の認識の共有化を図る「土木工事条件明示の手引き(案)」を作成
3. 「設計照査ガイドラインの作成」について
 - ・受発注者間の照査の解釈の違いを解消するため、**照査項目のチェックリスト**を含んだ「設計照査ガイドライン」を作成
4. 「設計変更」について
 - ・**設計変更に伴う費用の増減概算額**について、受発注者間で認識共有を図るため、契約変更¹に先立って行う**指示書に概算額を明示**することを記載
5. 「工事一時中止」について
 - ・工事**一時中止**についても、設計変更と同様に指示書及び基本計画書に**増加概算額を明示**することを記載
6. 「工期短縮」について
 - ・受注者は**工期短縮計画書**を作成し、受発注者間で協議することを明記

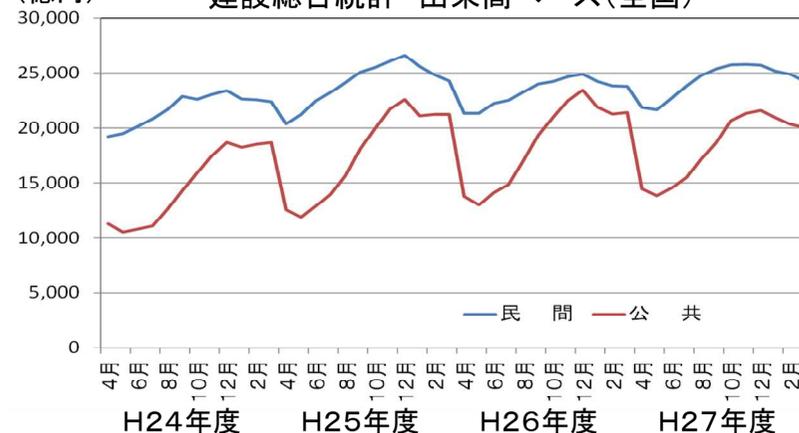
- 年度当初に事業が少なくなることや、年度末における工事完成時期が過度に集中することを避けるため、国土交通省では、2カ年国債の活用などにより、施工時期の平準化を図っている。
- 公共工事の約7割の工事量を有する地方公共団体に対しても、平準化に努めるよう、地域発注者協議会や、入札契約適正化法等を活用して要請。

発注年度で事業を終えなければならないという 既成概念の打破



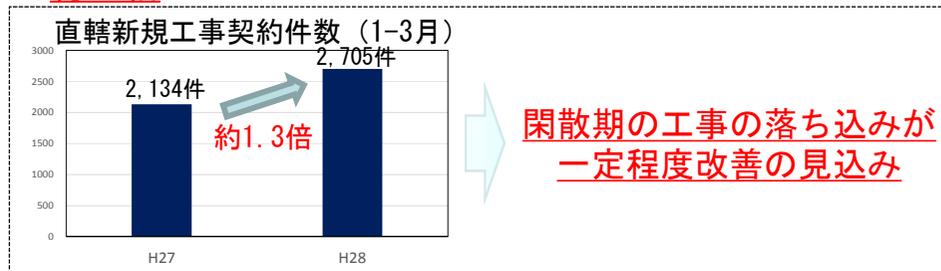
無理に年度内完了とせず、必要な工期を確保

(億円) 建設総合統計 出来高ベース(全国)



出典: 建設総合統計

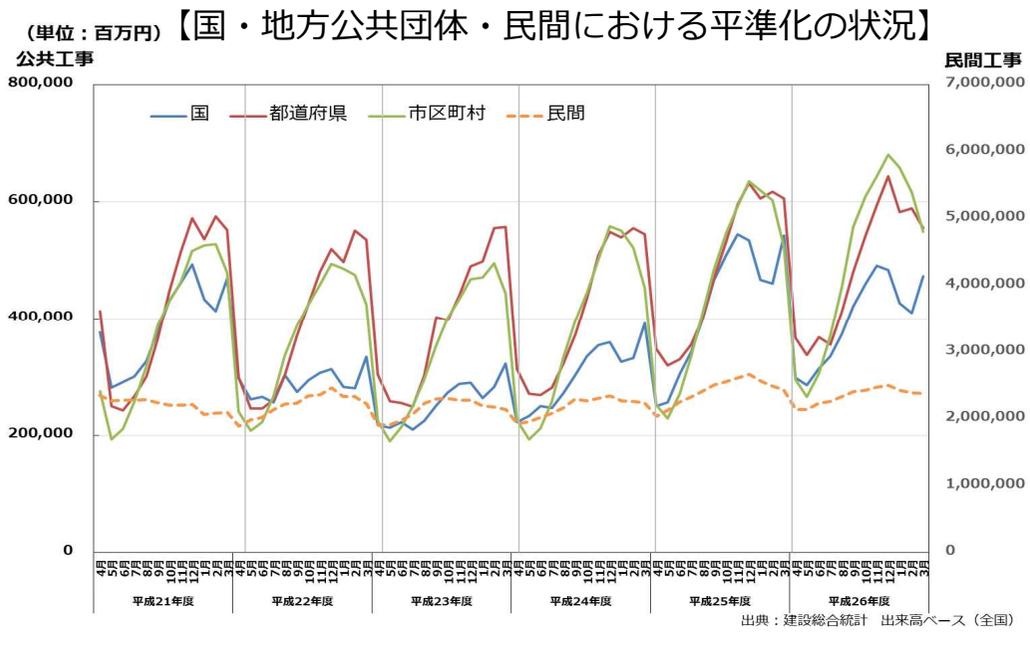
- 国土交通省所管事業において、平準化に向けた計画的な事業執行を推進するよう通知(H27.12.25)
- 2カ年国債の活用(H27-28: 約200億、H28-29: 約700億)
- 早期発注等により平成28年1~3月の新規工事契約件数は、前年同時期に比べて**約1.3倍**に



- 国の取組も参考に、平準化を推進するよう、総務省とも連携して、自治体に繰り返し要請(H28.2.17、H28.1.22、H27.4.24等)
- 平準化に資する地方公共団体の先進的な取組をとりまとめ公表(H28.4)

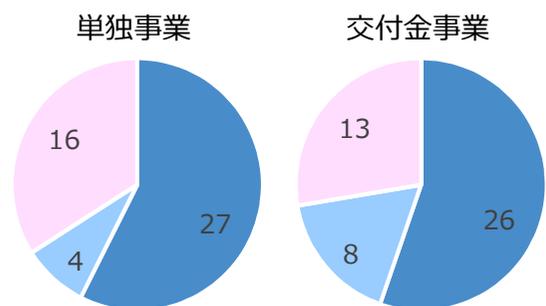
取組状況 (地方公共団体における平準化に向けた取組の促進)

- H26.12 都道府県の平準化に関する取組や課題を調査
- H27.2 総務省と連名で地方公共団体に対し、平準化等について要請
- H27.4 地方公共団体に対し、平準化に取り組まれるよう通知
- H27.11 都道府県の平準化に関する取組や課題を調査
- H27.11 都道府県と、債務負担行為の積極的な活用や市町村の平準化に向けた助言等を通じて、さらなる平準化に努める旨を申し合わせ
- H28.1 総務省と連名で地方公共団体に対し、平準化等について要請
- H28.2 総務省と連名で地方公共団体に対し、社会資本総合整備計画に係る交付金事業に関し、ゼロ債務負担行為を設定して事業を実施することも可能であることなどについて通知
- H28.4 地方公共団体が取り組む先進的な事例を収集し、平準化の取組事例集をとりまとめ

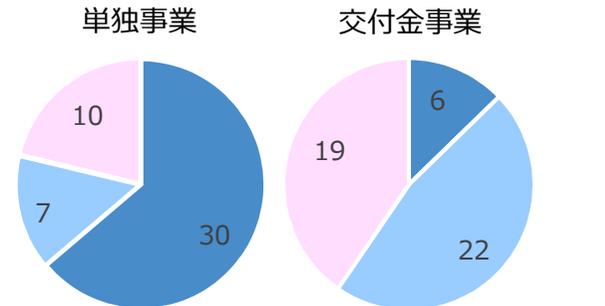


H28. 2時点の都道府県の取組状況

<平準化を踏まえた債務負担行為の活用>



<平準化を踏まえたゼロ債務負担行為の活用>



- : 27年度で実施し、28年度でも実施予定
- : 27年度で実施していないが、28年度から実施予定または実施する方向で検討
- : 実施していない
- ※ 「実施していない」には、27年度、28年度において債務負担を設定する事業がなかった場合も含まれる。

<地方公共団体の課題・ニーズ>

- 社会資本総合整備計画に係る交付金事業に関し、ゼロ債務負担行為を設定して事業を実施することが可能なことを明らかにしてほしい
→ H28.2に、総務省と連名で地方公共団体に対し、社会資本総合整備計画に係る交付金事業に関し、ゼロ債務負担行為を設定して事業を実施することも可能であることなどについて通知
- 前例のない取組については、庁内の調整が難しい
→ H28.4に、平準化の先進事例をとりまとめた事例集を作成
- 財政部局の理解が重要
- 職員のマンパワーが不足している

多様な入札契約方式モデル事業の概要

概要

- 改正公共工事品質確保促進法（平成17年法律第18号）を踏まえ、発注者である地方公共団体における多様な入札契約方式の導入・活用を促進するため、他の地方公共団体のモデルとなる発注者への支援を行う。
- 具体的には、新たな入札契約方式の導入を目指す地方公共団体に、国土交通省が専門的知見を有する支援事業者を派遣するとともに、有識者の助言を得てその発注事務への支援を行い、支援の成果を他の地方公共団体に展開する。

防災・減災、社会資本の適切な維持管理などの重要性が増してきている中、地域における社会資本の維持管理を担う企業が不足し、地域生活の維持に支障が生じる恐れがある。



地域における社会資本の維持管理に資する方式
 （複数年契約、包括発注、共同受注（地域維持型JV、事業協同組合））

既存構造物の補修において、その補修の設計段階では対象構造物の損傷状況等の詳細が把握できないために工事の仕様・数量が確定できず、施工段階となって工事の設計変更の対応が多くなる。



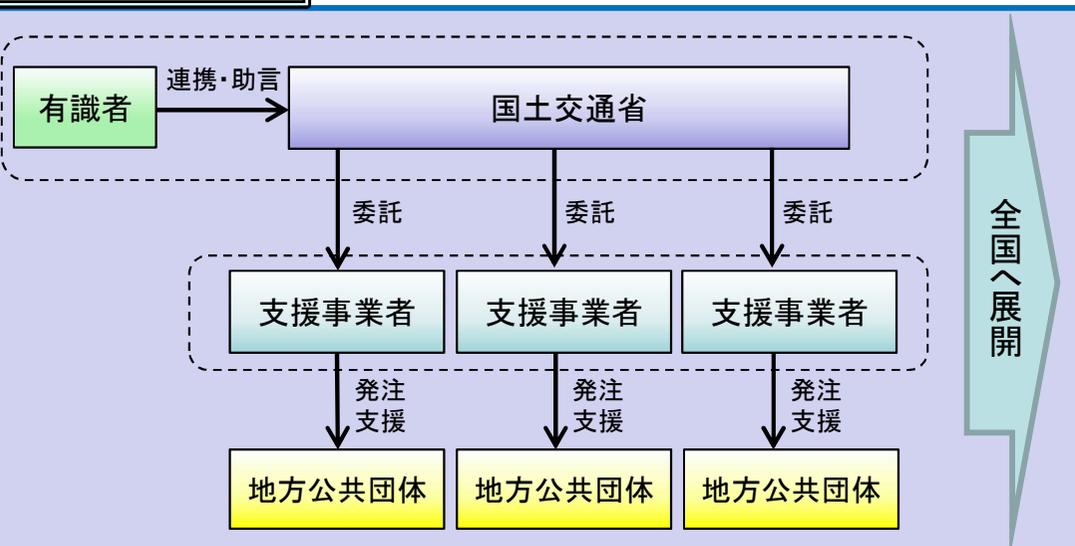
設計段階の技術協力実施期間中に施工の数量・仕様を確定した上で工事契約をする
設計段階から施工者が関与する方式（ECI方式）

発注者の能力を超える一時的な事業量の増加や発注頻度が低く技術的難易度が高い工事への対応等により、適切な発注関係事務の実施が困難となる。



工事監督業務等に係る発注関係事務の一部又は全部を民間に委託する**CM方式**や、事業促進を図るため、官民双方の技術者が有する多様な知識・豊富な経験の融合により、調査及び設計段階から効率的なマネジメントを行う**事業促進PPP方式**

支援スキーム



支援案件

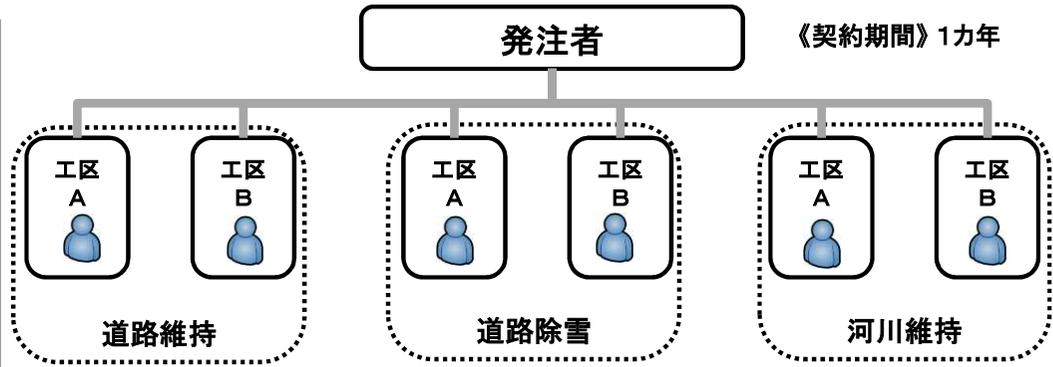
実施年度	地方公共団体	支援対象事業
平成26年度	大仙市（秋田県）	道路維持・除雪に係る事業
	宮城県	道路除雪に係る事業
	相模原市（神奈川県）	公共下水道整備に係る事業
	新城市（愛知県）	庁舎建設に係る事業
平成27年度	大阪府	建築物補修に係る事業
	水戸市（茨城県）	体育館建設に係る事業
	府中市（東京都）	庁舎建設に係る事業
	清瀬市（東京都）	庁舎建設に係る事業
	島田市（静岡県）	病院建設に係る事業
平成28年度	四日市市（三重県）	体育館建設に係る事業
	小田原市（神奈川県）	市民ホール建設に係る事業
	野洲市（滋賀県）	病院建設に係る事業
	高松市（香川県）	給食センター建設に係る事業
	善通寺市（香川県）	新庁舎建設に係る事業
	中土佐町（高知県）	新庁舎等建設に係る事業

概要

地域の社会資本の維持管理(災害応急対策、除雪、修繕、パトロールなど)について、**包括的な事業の契約単位(工種・工区・工期)**としたり、**地域企業による包括的な体制**で実施する方式

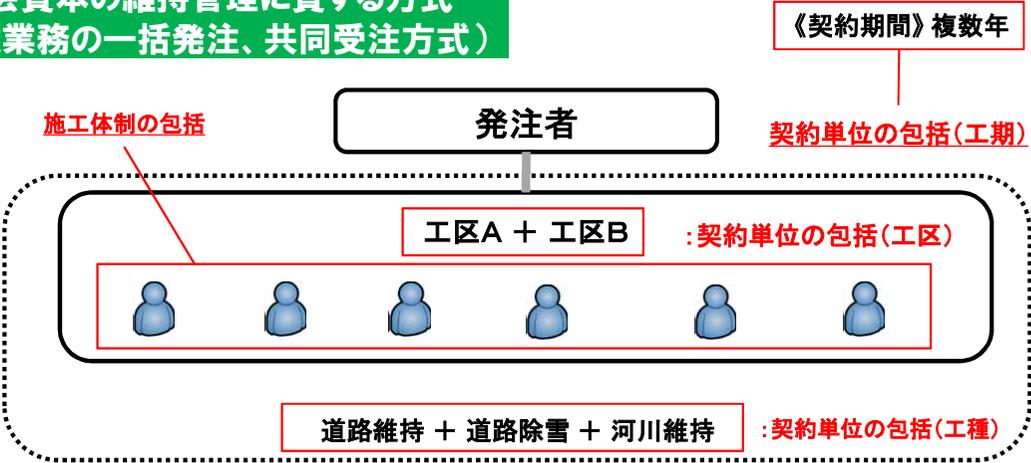
従来の方式(業務・工事を個別に発注)

- 以下のような課題も…
- ロットが小さく、施工が非効率
 - 契約期間が長く、監理技術者の専任が負担
 - オペレータ・機械が不足している地域では地域維持の担い手の確保が困難



地域における社会資本の維持管理に資する方式(複数年契約・複数業務の一括発注、共同受注方式)

- 期待される効果…
- ロットの大型化により、施工効率が向上
 - 監理技術者の専任要件が緩和(地域維持型JVの場合)
 - 人・機械の有効活用による施工体制の安定的確保



◆ 地域維持型契約方式の活用範囲の拡大(H26適正化指針改正)

	適用要件	地域の社会資本の維持管理の実施主体
H23	「担い手の確保が困難となるおそれがある場合」	迅速かつ確実に現場へアクセスすることが可能な建設業者(地域維持型JVなど)
H26	「担い手の 安定的な確保を図る必要がある 場合」	迅速かつ確実に現場へアクセスすることが可能な建設業者(地域維持型JV、 事業協同組合 など)

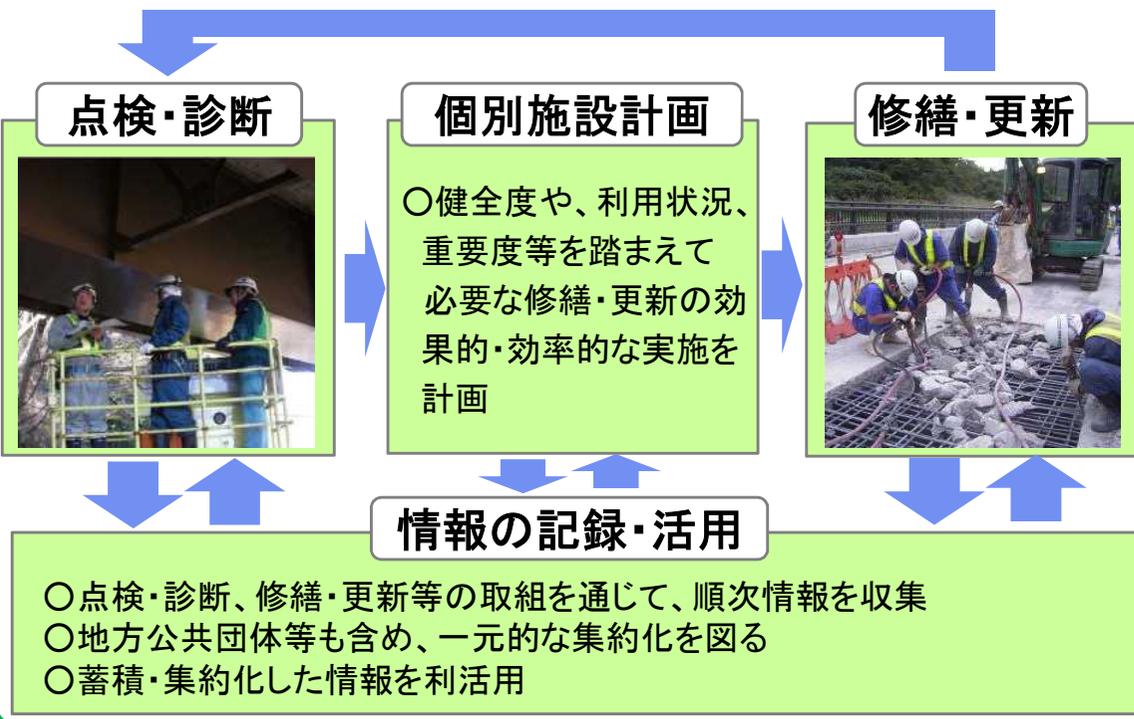
(参考) 地域維持型契約方式の導入状況
 H24年度 14道府県 → H25年度 19道府県 → H26年度 23道府県 → H27年度 24道府県

※このうち、地域精通度の高い建設業者が実施主体となる方式を地域維持型契約方式と呼ぶ。

その他

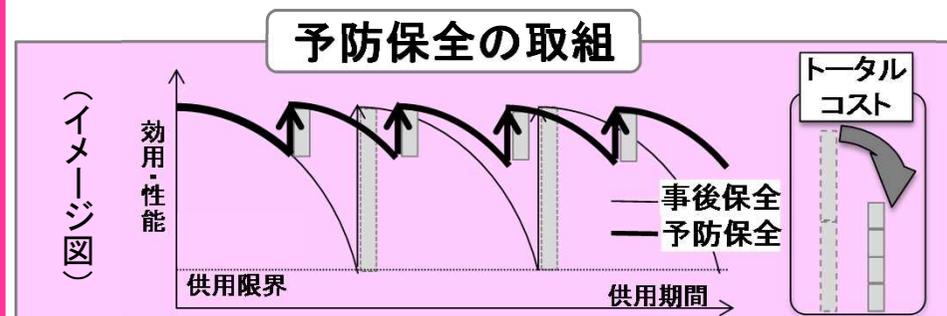
メンテナンスサイクルの構築

個別施設計画を核として、点検・診断、修繕・更新、情報の記録・活用といったメンテナンスサイクルを構築



トータルコストの縮減・平準化

予防保全の考え方に基づく長寿命化の推進や、新技術の開発・導入により、トータルコストを縮減・平準化



新技術の開発・導入



<新技術の事例>

画像鮮明化技術を搭載した水中構造物点検用無人探査水中ロボット

地方公共団体等への支援 研修の充実・強化、資格制度の構築、基準類の体系的整備、技術的助言、財政支援 等

<研修の様子>



<技術的助言の事例>



国による直轄診断を実施
・大渡ダム大橋
(高知県仁淀川町管理)等

<財政支援の例>

防災・安全交付金 等

- 世界のトップ建設企業の総売上高は2005年と比べて大幅に増加し、特に中国企業の台頭が顕著。
- 一方、日系大手(鹿島、大成等)の総売上高はほぼ横ばいであるが、ランキング順位は下落。

■ 総売上高(国内+海外)上位企業

2005年実績

	(百万ドル)
(1) VINCI (フランス)	26,810
(2) BOUYGUES (フランス)	19,760
(3) HOCHTIEF (ドイツ)	17,015
(4) 中国鉄路工程総公司 (中国)	15,360
(5) SKANSKA (スウェーデン)	14,984
(6) BECHTEL (米国)	14,606
(7) 中国鉄道建築総公司 (中国)	14,432
(8) GRUPO ACS (スペイン)	14,291
(9) 鹿島建設	13,344
(10) 大成建設	13,138

※括弧内はENR誌による総売上世界ランキング

(出典) "ENR" 2015 "The Top 250"
"ENR" 2006 "The Top 225"

2014年実績

	(百万ドル)
(1) 中国中鉄股份有限公司 (中国)	113,106
(2) 中国建築工程総公司 (中国)	110,579
(3) 中国鉄建股份有限公司 (中国)	97,044
(4) 中国交通建設股份有限公司 (中国)	60,315
(5) VINCI (フランス)	51,869
(6) GRUPO ACS (スペイン)	46,081
(7) 中国電力建設集団有限公司 (中国)	38,690
(8) BOUYGUES (フランス)	32,335
(9) HOCHTIEF (ドイツ)	31,119
(10) 中国冶金科工集团公司 (中国)	30,026
(11) BECHTEL (米国)	28,302
⋮	
(18) 大林組	14,957
(21) サムスン物産 (韓国)	14,092
(24) 鹿島建設	12,530
(25) 清水建設	11,992
(26) 大成建設	11,688

○ 我が国建設企業の海外売上高、海外売上比率は、エンジニアリング会社を除き、諸外国の大手建設企業と比較して低い。

■海外売上高 上位企業 (2014年実績)

	海外売上高 (百万ドル)	海外売上比率
(1) GRUPO ACS (スペイン)	38,708	84.0%
(2) HOCHTIEF (ドイツ)	29,299	94.2%
(3) BECHTEL (米国)	21,414	75.7%
(4) VINCI (フランス)	19,680	37.9%
(5) 中国交通建設股份有限公司 (中国)	15,827	26.2%
(6) TECHNIP (フランス)	14,224	99.2%
(7) BOUYGUES (フランス)	14,201	43.9%
(8) SKANSKA (スウェーデン)	14,025	79.3%
(9) STRABAG (オーストリア)	13,972	84.8%
(10) SAIPEM (イタリア)	13,623	98.5%

■海外売上高 日系上位企業 (2014年実績)

	海外売上高 (百万ドル)	海外売上比率
(28) 日揮	5,001	89.2%
(35) 大林組	3,357	22.4%
(39) 千代田化工建設	2,936	76.5%
(53) 鹿島建設	2,595	20.7%
(60) 東洋エンジニアリング	2,251	86.9%
(75) 清水建設	1,421	11.8%
(77) 竹中工務店	1,390	15.8%
(87) 五洋建設	1,081	33.0%
(103) 大成建設	718	6.1%

※括弧内はENR誌による海外売上高世界ランキング

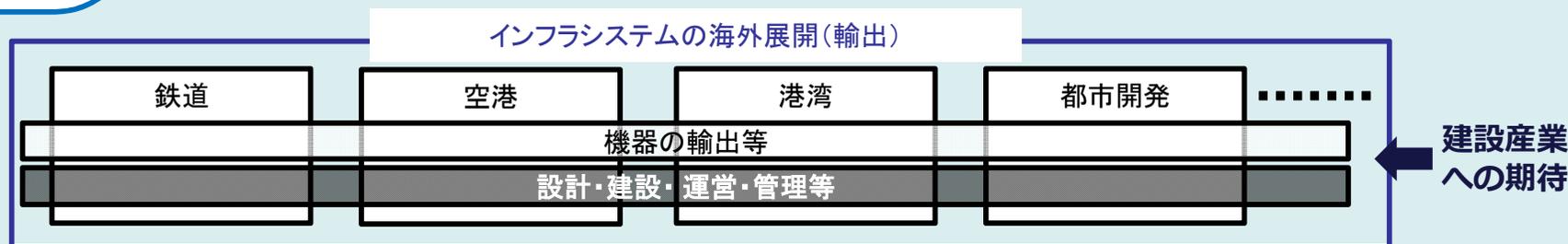
(出典) “ENR” 2015 “The Top 250”

政府全体の 方針

- 「日本再興戦略2016」（平成28年6月改訂）
「質の高いインフラ投資」の推進、今後の資金供給を実施
- 「インフラシステム輸出戦略」（平成28年5月改訂）
世界の膨大なインフラ需要を捉え、**2020年に約30兆円**のインフラシステム受注（建設業の新規年間海外受注高**2兆円**）達成に向け官民一体となった施策を推進

国土交通省の 方針

- 「インフラシステム海外展開行動計画」（平成28年3月策定）
国交省関連分野の取組みの深掘り・海外展開の更なる拡大に向けて重要な点の明確化
→**インフラ整備の横断的な実施主体となる建設産業の海外展開の取組みを強力に推進**
 - ・我が国の強みである制度構築支援やその運営等に関わる人材育成支援等のソフト面での取組みを強化
 - ・事業分野の拡大や官民が連携した上流段階からの事業参画等による更なる市場拡大を進める



〈土地・建設産業局の施策の方向性〉

- ・ 政府間でしか為し得ない**ビジネス環境整備**による我が国建設産業の海外進出の基盤強化支援
- ・ 民間企業のみでは難しい海外での新たな**ビジネス機会創出支援**

海外経済協力会議^(注)の取組や日本経済再生本部での総理指示を踏まえ、平成25年3月に経協インフラ戦略会議を設置。同年5月には「**インフラシステム輸出戦略**」を決定（最新版：平成28年5月改訂）。

(注) 我が国の海外経済協力に関する重要事項を機動的かつ実質的に審議し、戦略的な海外経済協力の効率的な実施を図るため、平成18年4月の閣議決定により設置(議長:内閣総理大臣、主たる構成議員:内閣官房長官、外務大臣、財務大臣、経済産業大臣)。平成23年10月廃止。

<経協インフラ戦略会議の概要>

目的

- ・ 世界各地の現場で働く邦人の安全を最優先で確保しつつ、我が国企業の最先端インフラ・システムの海外展開や、エネルギー・鉱物資源の権益確保を後押しする。
- ・ 我が国海外経済協力に関する重要事項を審議し、戦略的・効率的な実施を図る。

構成員

メンバー:副総理、内閣官房長官(議長)、経済再生担当大臣兼内閣府特命担当大臣(経済財政政策担当)、総務大臣、外務大臣、財務大臣、経済産業大臣、国土交通大臣

(必要に応じ議長は、関係大臣及び経済界関係者等の出席を求める)

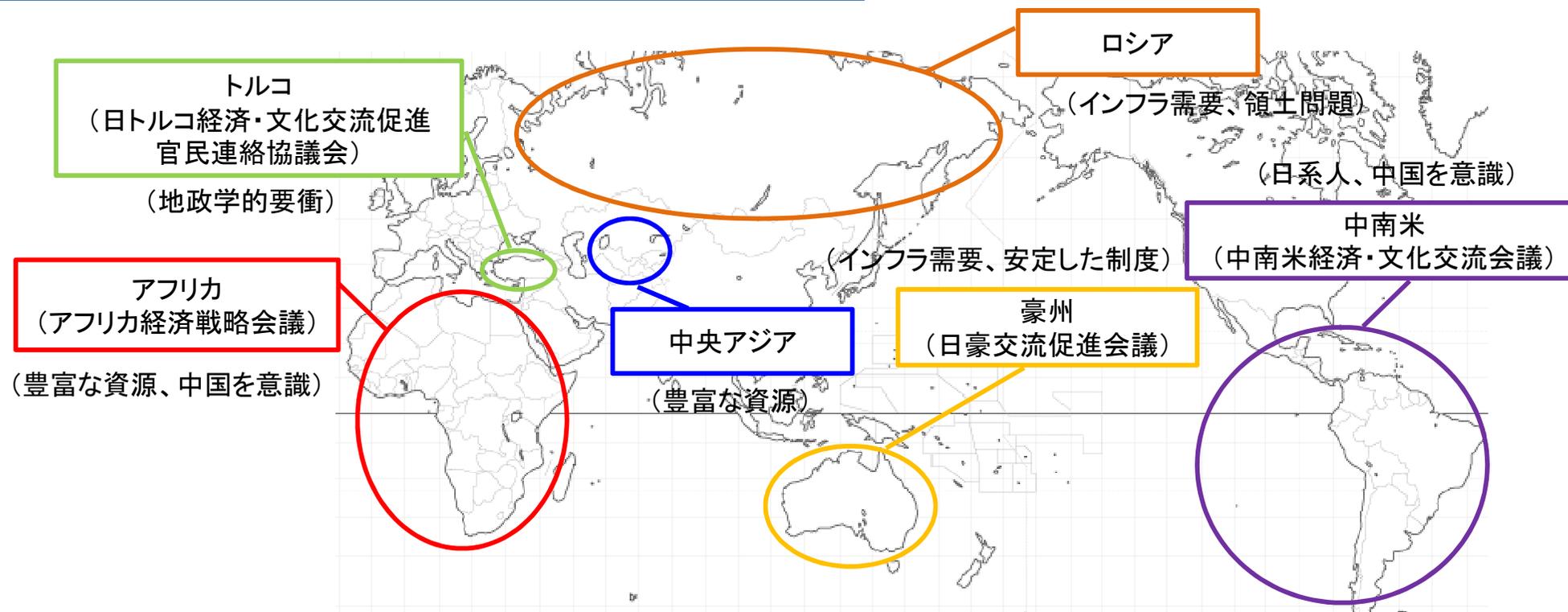
事務局長・司会: 内閣官房副長官

- 我が国建設企業の高度技術・ノウハウ等を活かし、インフラ分野での海外展開を図ることにより、諸外国の経済成長を我が国に取り込む。
- 建設業の活力維持のため、2020年以降の国内建設需要減を見据え、新興市場の海外需要開拓への先行投資が必要。
- 政府として成果目標を掲げ、総理・閣僚級のトップセールス、情報収集・発信、ビジネスマッチング、人材育成等の幅広い取組等を政府一丸・官連携により強力に推進。

政府目標

- ✓ 日本再生戦略（平成24年7月閣議決定）：2020年までに建設業の新規年間海外受注高2兆円以上を実現する
(2015年度実績：約1.7兆円)
- ✓ インフラシステム輸出戦略（平成28年5月経協インフラ戦略会議改訂）：2020年に約30兆円のインフラシステム受注を目指す
(2010年実績：約10兆円)

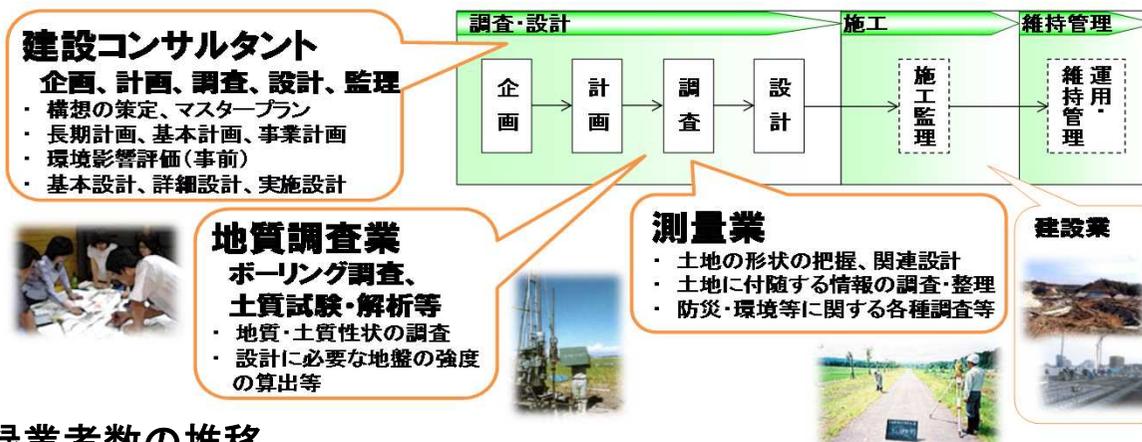
政府として新たに取組を進める世界の建設新興市場



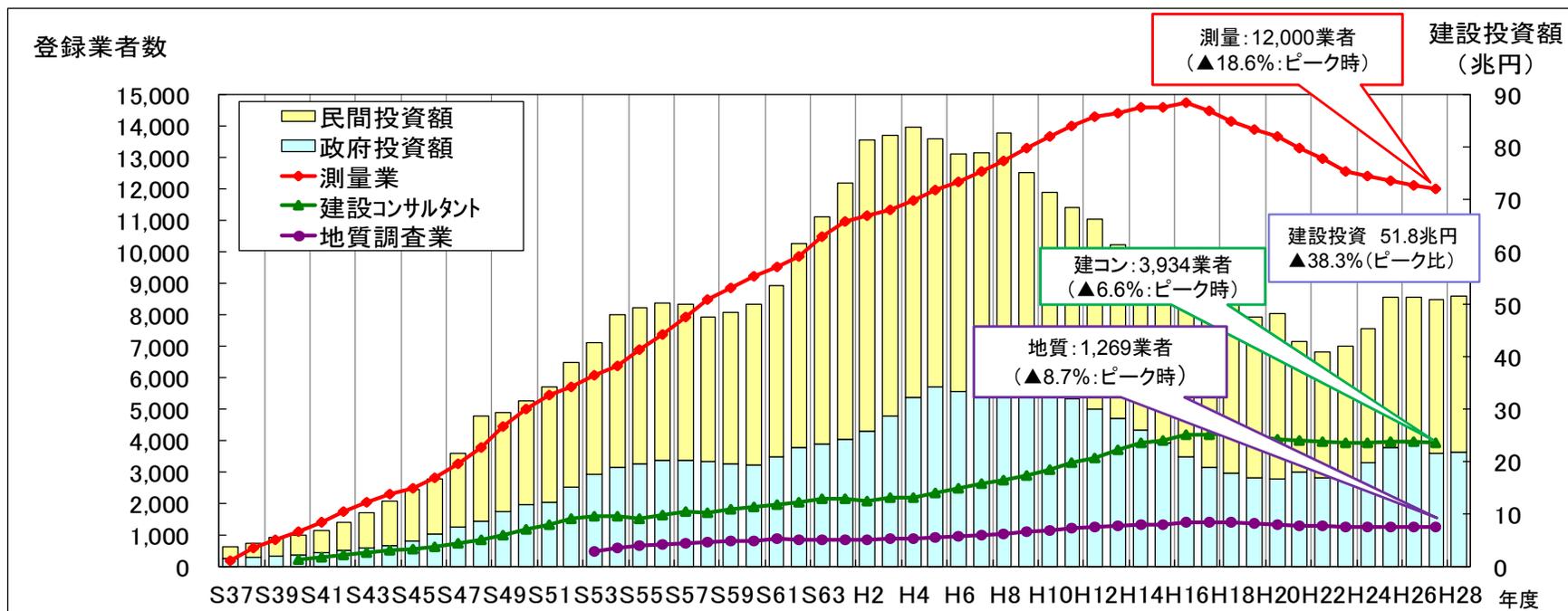
建設関連業の概要

建設関連業は、建設生産システムの上流部から下流部に至る幅広い範囲で業務を担っており、社会資本の品質の確保に重要な役割を果たしている。

建設生産システムにおける建設関連業の位置づけ



建設関連業登録業者数の推移



出所: 国土交通省「建設投資見通し」「建設関連業登録業者数調査」

注: 投資額については平成25年度まで実績、26年度・27年度は見込み、28年度は見通し

建設産業に係る今後の政策検討の進め方(案)

中央建設業審議会資料
(平成28年7月29日)

人口減少・高齢化が進む中であっても、経済成長と国民生活の安全・安心の基盤である建設産業が生産性を高めながら「現場力」を発揮できるよう、建設産業の将来展望を踏まえつつ、以下の課題について検討。

建設産業の発展性・収益性

<発展分野への展開>

課題①:

長期的には、人口減少・高齢社会に伴う国内経済活動の縮小が想定される中、海外建設市場への展開をはじめ、いかにして建設産業のウイングを広げていくか。

(検討課題例)

- ・海外建設市場への展開
- ・請負以外の分野への展開
- ・PFI・PPPへの展開
- ・プロジェクト・マネジメント能力

<経営力と生産性の向上>

課題②:

他産業と比較して依然として収益性(営業利益率等)が低い中、いかにして生産性を向上し、企業経営力を高めていくか。

(検討課題例)

- ・川上段階(設計等)も含めた建設生産システム全体での生産性の向上
- ・現場のみならず企業としての生産性の向上
- ・生産性向上のための企業評価
- ・法務・財務・経理能力の向上
- ・生産性向上のための技術者の適正配置

建設産業の持続性

<人材の確保>

課題③:

労働力人口が減少し、他産業との人材獲得競争が激化する中、いかにして有能な技能労働者・技術者を確保し、建設産業の供給力を維持していくか。

(検討課題例)

- ・技術者の適正な配置のあり方等
- ・技能労働者の役割
- ・安定的な雇用環境の条件整備(労働の平準化等)
- ・職歴の評価
- ・技能労働者を有する専門工事業者の評価のあり方
- ・地域の連携・協働による、技能労働者の確保・育成
- ・適正賃金や週休2日など更なる処遇改善

<地方における役割の維持>

課題④:

後継者難や規模縮小が懸念される地方建設会社が、いかにして災害対応や地域貢献をしながら事業を継続していくか。

(検討課題例)

- ・施工能力を維持しながらの事業承継や譲渡に向けた環境整備(後継者難への対応)
- ・災害時に活躍する建設会社の評価(経審、総合評価)
- ・地方建設会社が安定して事業機会を確保できる仕組み

受発注者間の信頼構築

<建設工事の信頼性の確保>

課題⑤:

建設工事の信頼を揺るがす事案が相次いでいる中、いかにして施工不良等を未然に防止し、発注者、ひいては消費者からの信頼性の高い産業としていくか。

(検討課題例)

- ・建設生産システム全体での品質確保
- ・施工に関するコンプライアンス
- ・工場製品の品質管理
- ・建設生産システム全体の紛争調整
- ・適正な施工に向けたガバナンス

<発注の改善>

課題⑥:

今後技術職員の不足等が見込まれる中、いかにして効率的かつ持続的な発注制度を構築し、普及させていくか。

(検討課題例)

- ・CMの導入促進
- ・簡素で効率的な発注方式
- ・発注時期等の平準化

<課題解決に向けた検討>

上記の課題等に応じて、建設業許可制度、請負契約、経審、技術者制度、入札契約制度など、建設業関連制度の基本的な枠組みについて、再検討を行う。 ➡ **新たな検討の場を設置**